

嘉慶十二辰年接封一件

糸数 兼治

一 蔡邦錦

蔡姓安次嶺家家譜（小宗、以下『蔡姓家譜』という）は十世応祥を系祖とするもので、応祥は蔡氏元祖崇（二世）の九世国器の第二子である。同族に蔡堅・蔡文溥・蔡鐸・蔡温等がいる。邦錦（字は日章、渡具知親雲上）は父佩蘭（十四世）の第一子で、祖父元鳳、曾祖父は績という人である。

邦錦は乾隆十五年（一七五〇）二月四日生、嘉慶十九年（一八一四）九月二十二日没している。享年六十五歳。

邦錦は嘉慶十二年（一八〇七）二月、尚灝王の冊封使（正使斉鯤・副使費錫章）迎接のため接封正議大夫（辰冠船御迎大夫）に任じられ、同九月二十二日接貢船に同乗して那覇港を出帆したが、十月二日海壇の観音澳口に漂着、やむなく同伴十二人とともに陸路より福州に向かった。福州琉球館到着は十月十五日である。しかるに接貢本船は十月二十五日夜、福州回航の途次、鐘門洋面において座礁、積載の銀両及び貨物をすべて沈失してしまった。死

者六十四名（内、中国人舵工一名を含む）、生存者はわずかに三十名で、その福州到着は十一月十五日である。この日以前すでに邦錦は破船の報せを受け（破船を報じる上奏文は十一月十四日付けとなっている）、直ちに公銀の貸与願い（史料一）を提出したのではないかと思われる。それはともかく邦錦は不測の事態に直面し、種々苦勞を重ねながら、ようやく冊封使迎接の準備を整え、翌嘉慶十三年（一八〇八）四月十二日には水口駅に冊封正副使を迎え、同五月二日離駅登舟、同五月十七日冊封使船とともに無事帰国している。この間の経緯については『蔡姓家譜』に次のような簡単な記事がある。

嘉慶十二年（一八〇七）丁卯二月朔日、恭しく王命を奉じて接封正議大夫と充^な為り、接貢船に駕して九月二十三日霸江開船、同日馬齒山に到りて風を候つ。二十五日順風有るを見て彼の所放洋、十月初二日海壇の観音澳口に漂到す。若し此の地に遲滞すれば、則ち欽差を迎接するの礼を欠悞するあるを恐れ、因りて地方官に早やかに陸より館に赴かんことを呈請したるに、随^たちに恩准せらるるを蒙る。十月十一日同伴十二人を率帯して上岸起程し、同十五日館駅に安頓す。何ぞ擬^{おも}わんや、同二十五（日）夜、本船は鐘門洋面に在りて撃碎し、人口は淹斃し、貨物漂没せんとは。幸いに存する所の三十人名は十一月十五日館に到り安挿す。（翌嘉慶十三年）四月十一日に至り、布政司の牌令を叨奉し、同十二日水口に進到し、

欽差兩位大人を迎接し、五月初二日兩位大人と随同に離駅登舟、同十一日五虎門に在りて一斉に開船、同十七日連踪帰国す。

一般の家譜では福州における公務の内容については、いろいろ曲折はあったにしても、詳しい記録は見当らない。ところが『蔡姓家譜』は「此の時、閩に在りて行う所の公務左に記す」として二十三通の官府往復文書（稟・単等）を収める。本稿はこれらの文書を紹介し、あわせて若干の注記を加えることとする。

なお蔡邦錦には「辰冠船御迎大夫渡具（知）親（雲）上日記」があったらしく、楚南家文書『海路無恙』（法政大学沖繩文化研究所蔵）にはその一部の引用が見られる。これについて本稿ではその旨注記しておいた。この外接封に関する史料には豊見山和行氏が紹介した同治五年の「勅使御迎大夫真栄里親方（鄭秉衡）日記」（本誌3・4合併号）があつて参考になる。

二 漂流・破船

ところで前記漂流・破船の様様については、閩浙総督阿林保・福建巡撫張師誠連名の上奏文に詳しい。⁽¹⁾

奏す。閩浙総督臣阿林保・福建巡撫臣張師誠は跪して奏す。琉

球国接貢船隻風に遭いて撃碎し、人口を淹斃す。趕緊に員を委わし、馳せ往きて撈救し、厚きに従い撫恤し、並びに接護遅延するの水師副將及び攔阻力めざるの署同知並びに代理遊撃を將て、旨を請い、分別に革職し、蔽に議して以て儆戒を示さんが事の為なり。

案拠したるに、署平潭同知候補知府于天沢・代理海壇左營遊撃候補守備何文上の稟報には「琉球国通事蔡成の報稱する有り。『該国王世孫の差委を奉じたる正議大夫蔡邦錦は、官伴・水梢と共に一百零五員名、船隻に駕坐して閩に來たり、恭しく冊封の天使を迎え、及び進貢して国に回るの使臣を接えんとて、本年九月初十日に於て、琉球に在りて開船するも、洋に在りて風に遭い、篷を壊し、十月初三日海壇の觀音澳口に漂至す等語』とあり。査するに、琉球の夷船は、向例、応に五虎門より入口して省に進むべし。該署同知等、隨即に親ら該処に赴き、兵役を督同し、夷船を將て暫行く澳内に繕進し、代つて船篷を修し、其の緊要の夷官蔡邦錦等を扞び、跟伴を帶同すること一十二人は、先に陸路より（福建）省に進み、其の余の通事・官伴・水梢人等は、仍お船内に在りて兵船を撥して前み往き、迎護して省に赴かんことを請う等の情」とあり。彼の時、臣阿林保は、尚お浙省に在りて洋匪を督緝す。臣張師誠は文報に接到するや、當ちに査するに、提督張見陞が一幫（一団）の兵船は、遠く興泉洋面に在りて盜匪を堵緝し、南澳鎮の王得祿が一幫の兵船は、彼の時、尚お未だ内渡

せず。只だ閩安協の水師副將徐湧が兵船のみ有りて五虎門外洋面に在りて巡防す。觀音澳を距つること遠からず。立即ちたに五百里より該副將に飭委し、兵船を帶領して就近もよりの海壇の觀音澳にいそぎ赴かしめ、該夷船を接護し、例に照らして五虎より省に進み、疎虞を致すこと母からしめ、並びに該同知をして營員と会同して小心に防護せしめ、一面では沿途の營県に飛飭し、夷官等十二人を將て護送して省に到らしめ、並びに臣阿林保に咨會して一体に飭遵せしむること案に在り。嗣いで因るに、閩安協の副將徐湧は、十六日に於て臣張師誠の委筋に接到するも、仍お竿塘洋面に在りて遷延し、並たえて師を率いて速往せず。又、經に屢次敵に催するも、該副將は二十四日に於て、復こうるに「現帶の兵船僅かに七隻有り、稟請すらく、兵船を添派し、幫けて同に往きて夷船を護らん等の語」を以てす。臣等、査するに海壇の觀音澳は五虎門を相い距つること水程遠からず。兵船、風に乗じて駕駛すれば、一、二日にして到るべし。其の時並すしも別項の兵船の撥すべき無し。且つ夷船を接護するは、並たえて盜を捕するの比すべきに非ず。兵船七隻を以て一夷船を護るに、何の敷たらざること有らんや。顯らかに詞を飾りて推諉するに係る。復た經に敵に筋飭を行い、催して立刻に開船せしめんとするも、始め扱るに「該副將は、二十七日に於て竿塘より開駛して南下す」とあり。茲に署同知于天沢等の稟報を接うりたるに「該夷船は迎護の兵船の赶到するを候たずして、十月十七日に於て開駕を行わんと欲す。該署同知于天沢は、

隨たちに伊の姪か于克治・代理遊擊何文上を派し、面のあたり署守備鄭海清に囑し、轉じて委づわすの外、薛有声に委して前往阻止せしむるに、該夷船は、順風有るを見て肯あえて聽從せず。竟に自ら澳口を開出して放洋し、十九日洋に在りて風に遭い、立嶼外洋に寄泊するに、連日風雨交々こ作り、湧浪山の如く、小船にては往きて救う能わず。二十五日四更との時候に至り、鐘門洋面に漂至し、礁を撞きて擊碎す。撈救して生くるを得たる夷人は三十名、淹斃せるもの六十三名並び内地（中国）舵工一名なり。現に已に屍身三十七具を撈獲するも、其の余は漂没して蹤無し等情」とあり、前來す。候補道馮肇に飛委して馳せ往かしめ、沿途の地方官に督飭して速やかに生くるを得たるの夷人を將て陸路より護送して省に來たらしめ、並びに飭して撈獲せる屍身を將て妥ゆなく棺を備えて殮埋を為さしむるを除くの外、臣等、査するに、該夷船は兵船の赶到護送するを候たず、自行に開駕放洋し、以て遭風擊碎を致す。現に夷使蔡邦錦等の稟稱に扱れば「實に風災は測られず、人力の施し難きものに係る」とあり。但だ副將徐湧は、筋委を接到するの後に於て、如し立即もに前往せば、或いは時に乘じて救護すべし。乃ち經に臣張師誠が、節次敵に催して始めて開駕を行う。稟に扱れば「竿塘洋面に駛至したるに、忽ち東北風に轉じ、湧浪猛烈、兵船も亦た損壞する有り」とあると雖も、但だ停泊すること十日、並すしも法くを設けて前進せず、以て救護及ぶ無きを致すは、實に遷延に屬す。相い応に實に扱ありて參奏し、旨を請い、閩

安協副將徐湧を將て革職して以て儆戒を示すべし。署平潭同知候補知府于天沢・代理海壇左營遊擊候補守備何文上は、並しも親身から前往して力阻防護せず、夷船をして独自に開駕せしむるを致すは亦た玩忽に属す。応に旨を請い、于天沢・何文上を將て一併に部（刑部）に交し、嚴に議処を加うべし。歴次夷船の失水するものに至りては、奏して聖恩もて銀一千兩を賞給し、夷官、商船を雇覓して回国せしむるを蒙れり。又、査するに、嘉慶八年該國貢船風に遭い、撃碎して、貢物沈失せしとき、旨を奉じたるに、「常例に照らし、賞給を加倍せよ。嗣後、外番（琉球）の貢船漂没し、貢物を沈失するの事有るに遇えば、均しく此に著照して弁理せよ。此を欽め」とあり。欽遵すること案に在り。今、夷船撃碎し、貢物内に在ること無しと雖も、但だ淹斃せる人口は多名、殊に憫惻に堪えたり。所有の先行して陸路より來省し、及び撈救して生くるを得たるの官伴・水梢人等は、応に請う、前に奉じたる諭旨に遵照して口糧・棉布等の項を將て加倍に賞給し、並びに例に照らして銀一千兩を給して以て船を雇うの資と作さしむべし。現在天氣漸々冷く、臣等、又、棉衣等の項を捐給し、意を加えて撫恤し、館駅に安頓し、來年該國貢船返棹のときを俟ち、再び行遣回国せしめ、其の撈獲殮埋の各屍身は、已に飭して碑を立てて標記し、未だ獲ざるの各屍身は、仍お上緊に打撈して務めて一体を獲て妥なく弁理を為さしめん。臣等、謹んで詞を合せ、恭しく摺もて具奏す。伏して乞う、皇上睿鑑ありて訓示せられん

ことを。謹んで奏す。

嘉慶十二年十一月十四日

（硃批）「另に旨有り」

これによると破船の原因は、福州到着を急ぐ琉球船の「自行開駕」にあつたとしながらも、あえて自らこれを阻止しなかつた署平潭同知候補知府于天沢・代理海壇左營遊擊候補守備何文上を嚴罰に処し、閩安協副將徐湧については接護遅延の廉で免職にするよう求めている。

三 史料

〔史料一〕

懇求借給公銀事

具稟琉球国接 封大夫蔡邦錦等為格外 天恩求救難夷性命事
切錦等船隻遭風擊碎寸板無存一切俱無慘不可言王府銀子五千
兩南山北山銀子二萬兩土產鮑魚海參魚翅海菜等物可以壳銀子
六七萬兩通船共計銀子將近十萬兩俱已沈没禍此錦等銀子全無
就是貧苦餓死而無怨而且国王銀子若無不能買国用一点緊要之
物來年

欽差前去敝國

封典一点俱無所用矣敝國法度錦等四十二人性命斷難再生淹死者上

好活之者必至正法百計驚愁総無生路惟有冒死哀懇

大憲大人格外超生下念敵国遭難死至六十余人之惨恩賜例外賞恤

例外借給或死者援照奉公淹斃之例格外賞恤或生者施賑災救命

之仁借給銀兩来年繳還不負欠其可以買得来年

冊封併国主要用一点物件回国錦等四十二人可以有一半不死矣哀々

感激切稟

嘉慶十二年十一月 日具稟

公銀を借給するを懇求するの事

稟を具す。琉球国接封大夫蔡邦錦等は、格外の天恩もて難夷の性命を救いたまわんことを求めんが事の為なり。切に錦等の船隻風に遭い、撃碎して寸板も存する無し。一切は俱て無にして、惨として言うべからず。王府銀子五千両、南山北山銀子二万両、土産の鮑魚・海參・魚翅・海菜等の物は以て銀子六、七万両に売るべく、通船共計の銀子は將に十万両に近からんとす。俱て已に沈没す。此に禍されて、錦等、銀子全く無く、就是え貧苦餓死するとも怨む無きも、而且も国王の銀子は、若し無くんば、国用一点緊要の物を買う能わず。来年欽差敵国に前去するのとき、封典には一点すら俱て用うる所無し。敵国に法度あり。錦等四十二人の性命は断たれて再びは生きること難し。淹死する者も上好に活くるの者も必ず正法に至らん。百計驚愁するも総て生路無し。惟だ冒死して哀懇する有るのみ。大憲大人、格外的超生もて下は敵国

難に遭いて死するもの六十余人に至るの惨を念い、例外の賞恤、

例外の借給を恩賜せられ、或いは死者には公を奉じて淹斃するの

例に援照して格外に賞恤し、或いは生ける者には災いを賑い命を

救うの仁を施したまわんことを。借給の銀兩は来年繳還して負欠

せず。其の以て来年の冊封併びに国主要用の一点の物件を買得し

て回国すべくんば、錦等四十二人は以て一半は死せざること有る

べく、哀々に感激せん。切に稟す。

嘉慶十二年十一月 日 稟を具す

〔史料二〕

福州府分守南台海防庁張 单仰本役即着土通事鄭煌等刻即飛

帯接 封大夫蔡邦錦接 貢使者毛維幹存留通事鄭克新各正身

赴府立等論話去後火速火速

嘉慶十二年十一月 日

福州府分守南台海防庁の張が単に「本役に仰じて、即ちに土通

事鄭煌等をして刻即に接封大夫蔡邦錦・接貢使者毛維幹・存留通

事鄭克新を飛帶し、各々正身に府に赴き、立てしめよ等、論話せ

しめ去後れり。火速に、火速に」とあり。

嘉慶十二年十一月 日

〔史料二〕

此次遭風難夷淹斃六十余名情殊憫惻即現在獲生夷人銀物俱遭沈失亦屬可矜其心作何從優賞恤及有無借給銀兩之例案仰福防庁査案妥議詳奪

嘉慶十二年十一月十八日 此單自布政司給

此の次、遭風の難夷の淹斃せる六十余名は、情、殊に憫惻、即ちえ、現に生を獲るに在るの夷人も、銀・物俱て沈失に遭う。亦た矜むべきに屬す。其の応に何に從優く賞恤を作すべきや、及び銀兩を借給するの例案有りや無しや、福防庁に仰じて案を査せしめ、妥議して詳奪せしむ。

嘉慶十二年十一月十八日 此の單は布政司より給せらる

〔史料四〕

海防庁面諭代為転求

督撫 藩憲可以借得王府銀子五千兩買備藥材回国以濟通国之用不可

説及

欽差冊封要用之事即刻先做稟稿一張送来

老爺看過

嘉慶十二年十一月十九日 此單自海防庁給

海防庁面諭す、「代わりに為に督撫・藩憲に転じて求め、王府銀

子五千兩を借得し、藥材を買備し、回国して以て通国の用に濟つべし。欽差冊封要用の事に説き及ぶべからず。即刻に先ず稟稿一張を做り送り来たれ。老爺看過せん」と。

嘉慶十二年十一月十九日 此の單は海防庁より給せらる

〔史料五〕

摺稟南山北山帶銀二万兩來閩置貨物該南北兩処所帶銀兩是

否官員所寄抑係夷民寄帶該国歴次進接

貢船到閩並無国王咨文無凭查考想係乘船隻赴閩私自寄帶即国王

亦不知有此項所買何物今遭風沈没

天災所致人力難施各聽

天命

天朝不能代為料理爾大夫夷官等應曉諭各夷人不得混瀆取供詞送

候察核

稟に拠れば「南山北山の帶銀二万兩は、來閩して貨物を買置す」

とあり。該南北兩処帶ぶる所の銀兩は、是れ官員の寄かる所なりや否や、抑も夷民の寄かり帯びるものに係るや、該国歴次の進・接貢船閩に到るに、並えて国王の咨文無く、査考に凭る無し。想うに船隻に乗りて閩に赴くとき、私自に寄帶せしものに係るならん。即ち国王も亦た此の項有りて買う所のものは何物なるやを知

らず。今、風に遭いて沈没するは、天災の致す所にして人力施し難し。各々天命に聴^{まか}せて、天朝は代わりて料理を為すこと能わざるなり。爾、大夫・夷官等、応に各夷人に曉諭し、混潰するを得しめざるべし。供詞を訳取して送り、察核するを候^まて。

〔史料六〕

扱稟帶來土産海參海菜等物可以売銀六七万兩等語此処爾官員

夷人係接

冊封

天使來閩並非貿易且扱報貨物未經登岸即被風冲礁沈失亦無實數如

何混開六七万兩殊屬捏飾況連次遭風難夷案内從來稟呈今忽開

報

天朝於加意撫恤之外斷不能為爾夷民籌及貿易預料遭風失事之計着

訳諭夷民人等各聽

天命毋得多潰取供送核

稟に扱れば「帶來せる土産の海參・海菜等の物は、以て銀六、七万兩に売るべし等語」と。此の処は、爾、官員・夷人は冊封の天使を接せんとして來閩するに係る。並^たえて貿易するに非ず。且つ、報に扱れば「貨物は未だ登岸するを経ざるに、即ちに風を被り、礁に冲して沈失す」と。亦た實數無し。如何んぞ混開すること六、七万兩なりと。殊に捏飾に属す。況んや連次風に遭うの難

夷の案内には從來稟・呈あるをや。今、忽ちに開報す。天朝、意を加えて撫恤するの外に於て、断じて、爾、夷民の為に貿易に籌及し、預め遭風失事の計を料ること能わざるなり。着して夷民人等に訳諭し、各々天命に聴^{まか}い、多潰するを得しむる母かれ。供を取りて送れ、核^{しら}べみん。

〔史料七〕

扱稟国王帶銀五千兩為來年

欽差前往

冊封備弁国用等語究竟備買何物逐一供明開單呈閱上届

嘉慶五年

冊封是否該国王帶銀來閩採買物件有無應賬開送察核如果該国必需

之物訳供切寔以便扱情代為詳請轉奏

大皇帝酌予借給以応国用

稟に扱れば「国王の帶銀五千兩は、來年欽差前み往き、冊封するのとき、国用を備弁せんが為なり等語」と。究竟何物を備買するや、逐一供明せしめ、開單して呈閱せよ。上届嘉慶五年の冊封のとき、是れ該国王、銀を帯びて來閩し、物件を採買せしや否や、応に賬として開送すべきもの有りや無しや、察核して、如し果して該国必需の物にして訳供切寔ならば、以て情に扱り代わりて詳請を為し、轉じて大皇帝に奏し、借給を酌予して以て国用に応ぜ

しむるに便ならしめん。

〔史料八〕

具稟伝訳琉球国引礼通事鄭煌馮邦麟為稟覆事遵奉

鈞諭備細訳諭夷官務將現在一切情形切実供覆茲扼該接

封正議大夫蔡邦錦等供称敝国僻処海隅毫無出產所有国用一切物

件及藥材等項概係全賴

天朝蔭庇每年准予進接 貢船随帶銀兩土產來閩開館貿易兌換回国

歷久遵行在案此番接

封接 貢來閩船隻遭風擊碎所有王府銀五千兩並南山北山三十六

島便帶銀二万兩俱已沈没係屬 天數錦等何敢怨尤但來年

冊封大典

大皇帝詔勅到国應備 龍旗 御扇各儀杖敬奉

天朝体制并一切地氈灯綵磁器盤碗全国主王妃応着蟒錦各色紬緞必

須内地買備敝国僻島無処購覓再小邦地暖人多疾病藥材万難少

欠縁因窮国倚頼年々來閩兼之無力不能多買隔年之蓄如今年欠

買則絶來年之用通国夷命所関錦等自思白手空回定遭国法是以

哀懇

大憲超生非敢越例上瀆並無他人唆使泣叩

大老爺慈恩寬宥並懇詳請借給国主備弃物件銀五千兩賜錦等樽節買

備回国以資国用藉保蟻命至進

貢頭号船錦等業經吊回進館俟來春遣殯内有応回存留通事一員王

乘行跟伴五名改撥來年

冊封二号船内一全遣回弁理一切事務合併稟明等供煌等合就提供稟

覆伏乞

大老爺察奪切稟

嘉慶十二年十一月 日 具稟伝訳琉球国引礼通事

稟を具す。伝訳琉球国引礼通事鄭煌・馮邦麟は稟覆の事の為な

り。鈞諭を遵奉し、備細に夷官に訳諭し、務めて現在の一切の情

形を將て切実に供覆す。茲に該接封正議大夫蔡邦錦等の供称に扼

れば「敝国は海隅に僻処し、毫も出產無し。所有の国用一切の物

件及び藥材等の項は概て全く天朝の蔭庇に頼りて、毎年進・接貢

船、銀兩・土産を随帶して來閩し、開館貿易兌換して回国するを

准ざるに係る。歷久遵行すること案に在り。此の番、接封・接

貢來閩の船隻、風に遭い、擊碎し、所有の王府銀五千兩並びに南

山・北山・三十六島便帶の銀二万兩、俱に已に沈没するは、天數

に属するに係る。錦等、何ぞ敢えて怨まんや。但だ來年冊封の大

典あり。大皇帝の詔勅国に到るのときは、応に龍旗・御扇の各儀

杖を備え、天朝の体制を敬奉すべし。並びに一切の地氈・灯綵・

磁器・盤碗は国主・王妃の応に着すべき蟒錦・各色の紬緞と同

に、必須す内地（中国）より買備す。敝国は僻島なれば処として

購覓する無し。また小邦は地暖かにして、人、疾病多し。藥材は

に兼ねるに、無力にして多買する能わず。隔年の蓄えは、如し今年欠くれば、則ち来年の用を絶たん。通国の夷命に関わる所なれば、錦等、自ら思えらく、白手にて空しく回れば、定めて国法に遭んと。是の以に大憲の超生を哀懇し、敢えて例を越え上瀆するには非ず、並も他人の唆使する無し。泣いて叩う、大老爺、慈恩もて寛宥せられんことを。並びに懇くは、国主物件を備弁するの銀五千兩を借給するを詳請し、錦等、樽節して買備回国し、以て国用に資し、藉りて蟻命を保するを賜わらんことを。進貢頭号船に至りては、錦等、業経に吊回して館に進めしめ、来春の遣発を俟つ。内に応に回すべき存留通事一員王秉行・跟伴五名有り。改めて来年の冊封二号船内に撥し、一同に遣回せしめ、一切の事務を弁理せしめん。合併に稟明す等供す。煌等、合就に供に掬りて稟覆すべし。伏して乞う、大老爺、察奪せられんことを。切に稟す。

嘉慶十二年十一月 日 稟を具す。伝訳琉球国引礼通事

〔史料九〕

具稟琉球国接 封正議大夫蔡邦錦等為叩懇全恩詳請先借定織

事切錦接

貢船隻来閩遭風漂収海壇錦因投通接

封公文使者毛維幹因定織蟒錦誠恐延是以先行由陸来省詎船隻

復又遭風擊碎一切銀兩全無情急冒懇

天恩借給王府銀子五千兩荷蒙

恩准轉詳奉

大憲題

奏在案錦等自應遵候給發緣閩省一切蟒錦長濶尺寸未合国主所用

向係現銀雇人前往蘇州定織此時若再挨延計期必難織製不已哀

懇

大老爺 恩全終始准賜詳請先行給發俾得趕緊往定以資国用感激無

涯切稟

嘉慶十二年十二月 日 具稟琉球国接 封正議大夫蔡邦錦

稟を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦等は、叩懇くは全恩もて詳請せられ、先借して定織せんが事の為なり。切に錦が接貢船隻、来閩のとき、風に遭い、海壇に漂収す。錦、因りて接封の公文を使者毛維幹に投通し、蟒錦を定織するに誠に遅延するを恐るるに因り、是の以に先行して陸より省に來たるに、詎ぞおもわんや、船隻、復又た風に遭い、擊碎せんとは。一切の銀兩は全く無し。

情、急なれば、天恩もて王府銀子五千兩を借給するを冒懇したるに、転詳するを恩准せらるるを荷蒙し、大憲の題奏を奉ずること

案に在り。錦等、自應に給發するを遵候すべきも、閩省一切の蟒錦は、長濶の尺寸未だ国主用うる所に合わず。向きには現銀もて

人を雇い、蘇州に前み往きて定織せしむるに係る。此の時、若し再び挨延せば、期を計るに必ず織製し難し。已むをえず

大老爺に

哀懇す。恩、終始を全うし、詳請して先行給發するを賜うを准し、
趕緊に往定して以て国用に資するを得しむれば、感激、きわま涯り無
し。切に稟す。

嘉慶十二年十二月(十二)日 稟を具す。琉球国接封正議大夫

蔡邦錦

〔史料十〕

〔閩浙總督臣阿林保⁽²⁾
福建巡撫臣張師誠〕

奏為損賞琉球船隻遭風沈失該国王世孫銀兩以広

皇仁仰祈

聖鑑事切照琉球国接

貢船隻在洋遭風漂至海壇之觀音澳口不候兵船迎護〔旋即自〕行

開駕在鐘門洋面擊碎淹斃人口經臣等派委大員馳往撈救從厚撫

恤并將接護遲延及攔阻不力之地方文武擿寔參

奏在案嗣擬委員候補道馮擊督同平潭厅營將撈獲箱匣五十九件并

撈救得生之夷人三十名護送來省同先由觀音澳携帶物件二十余

抬赴岸到省之夷官等十二人一体安插館驛宣布

皇恩賞給口粮衣履等項俾無失所茲擿夷官蔡邦錦等稟称此次船隻遭

風擊碎仰蒙憫念難夷厚加賞恤生死均感船内所載土產鮑魚海參

等物及南山北山各島附搭置買貨物銀二万兩均已漂沒無存惟内

有本国王世孫發銀五千兩置弁迎接

冊封天使備用各物今一併沈沒不能買備回国恐有獲咎懇求酌量借給
俾得買備物件等情臣等因備弁

冊封天使應用何物未揆明白声叙隨飭藩司景敏督同海防同知張采五

伝到該夷官当面訊訊揆供向來該国夷船來閩俱有隨帶土產乘便

貿易並南山北山各島附搭銀兩買置貨物此次船内銀兩漂沒無存

寔係夷人等貪趁一時順風率行開駕以致猝遇風災已蒙多方撈救

并奏請

大皇帝厚賞口粮等項又請

賞給雇船之資如体恤遠人無微不至皆

天朝格外恩施夷人等不勝感戴至本国王世孫發銀五千兩係因

冊封天使到国應備

龍旗

御扇各儀杖敬奉

天朝又国王王妃跪迎

詔勅應製蟒錦綢緞各衣料及一切地氈灯綵磁器盤碗并預備藥材等物

本國均無出產必須由内地購買今此項銀兩沈失無從置弁恐致貽

悞獲咎是以夷人等呈懇借給銀五千兩以資購備回国俟下次進

貢船隻來閩再請本国王措還並無別意只求轉懇如數借給就沾恩

了等語臣等查向來琉球夷船遭風漂沒銀兩除分別撫恤之外從無

借給銀兩之例嘉慶八年該国二号

貢船在台湾遭風漂失銀二万兩十一年該国二号

貢船在澎湖冲礁沈失銀二万五千兩均無賞借此次船隻擊碎該夷人

附帶南北山銀兩貨物沈失已照向例加倍撫恤毋庸另議外惟該国
王世孫因來年有

冊封使臣到国發交銀五千兩赴閩置弃物件自屬寔情且有関敬奉

天朝儀注未便欠悞今銀兩在洋沈失自当敬体

皇仁代籌接濟臣等公同商酌擬將国王世孫所交銀五千兩照數捐賞免

其繳還俾該夷官等得以置備回国仍俟奉到

諭旨臣等照会該国王世孫遵照以仰副

聖主懷柔遠人有加無已之至意再查該国

貢使業已進京尚有同來之官伴人等仍用原船先行回国業經給咨登

舟因風吼未順尚未放洋茲執該夷官等稟請暫行調回來春再令開

駕等情臣等查現值冬令風吼愆期難以駕駛出洋自忝俯如所請准

其船隻調回官伴貨物搬進館駅仍自回館之日起支給口糧塩菜俟

來春風順或随接

封官伴一体附搭回国較為兩便理合一併奏

聞所有臣等酌籌弁理各々緣由謹合詞恭摺具奏伏乞

皇上睿鑑訓示謹 奏

嘉慶十二年十二月朔日

〔嘉慶十二年十二月十九日奉硃批另有旨欽此〕

閩浙總督臣阿林保・福建巡撫臣張師誠は跪して奏す。琉球船隻
風に遭い、沈失せる該国王世孫の銀兩を損賞し、以て皇仁を広く
し、仰いで聖鑑を祈めんが事の為なり。切に照らすに、琉球国接

貢船隻、洋に在りて風に遭い、海壇の觀音澳口に漂至す。兵船の
迎護を候たず、旋即ちに自ら開駕を行い、鐘門洋面に在りて擊碎
し、人口を淹斃す。經に、臣等、大員を派委し、馳せ往きて撈救
し、從厚く撫恤し、並びに接護遅延し、及び攔阻力めざるの地方
を將て、文武を、寔に拠りて參奏すること案に在り。嗣いで委員
候補道馮擊に拠れば、「平潭庁營を督同し、撈獲せる箱匣五十九
件並びに撈救して生を得たるの夷人三十名を將て護送して省に來
らしめ、先に觀音澳より物件二十余拾を携帶して岸に赴き省に到
るの夷官等十二人と同一に館駅に安挿し、皇恩を宣布し、口
糧・衣履等の項を賞給して、所を失うこと無からしむ」とあり。
茲に夷官蔡邦錦等の稟稱に拠れば「此の次、船隻風に遭いて擊碎
す。難夷を憫念せられ、厚く賞恤を加うるを仰蒙し、生けるもの
も死せるものも均しく感ず。船内載する所の土産の鮑魚・海參等
の物及び南山・北山・各島の貨物を置買するの銀二万兩を附搭す
るも、均しく已に漂没して存する無し。惟だ、内に本国王世孫の
發りたる銀五千兩有り。冊封の天使を迎接するとき、用に備う
る各物を置弁せんとす。今、一併に沈没して買備回国する能わず。
恐らくは咎めを獲ること有らん。懇い求むらくは、借給するを酌
量せられ、物件を買備するを得しめられんことを、等情」とあり。
臣等、冊封天使の応に用うべき何物を備弁するや、未だ明白なる
声叙に拠らざれば、隨ちに藩司景敏に飭し、海防同知張采五を督
同し、該夷官に伝到し当面に訊訊せしむ。供に拠れば「向來、該

国夷船来問のときは、俱すべて随帶の土産有り、便に乗じて貿易す。並びに南山・北山・各島、銀兩を附搭し、貨物を買置す。此の次、船内の銀兩、漂没して存する無し。寔に夷人等一時の順風に貪趁し、率いて開駕を行い、以て猝かに風災に遇うを致すに係る。已に多方撈救し、並びに大皇帝に奏請し、厚く口糧等の項を賞せらるるを蒙る。又、船を雇うの資を賞給せらるるを請う。遠人を体恤するが如きは、微すこも到らざる無きなり。皆、天朝格外の恩施にして、夷人等感戴に勝たえず。本国王世孫の発せる銀五千兩に至りては、冊封の天使、国に到るに因り、応に龍旗・御扇の各儀杖を備え、天朝を敬奉すべく、又、国主・王妃、詔勅を跪迎するときは、応に蟒錦・綢緞の各衣料及び一切の地氈・灯綵・磁器・盤碗を製し、並びに薬材等の物を預備すべきに係るも、本国は均しく出産無く、必須かならず内地より購買す。今、此の項の銀兩沈失し、置弁するに従よ無し。恐らくは貽悞を致し、咎めを獲ん。是の以ゆに夷人等呈懇す、銀五千兩を借給し、以て購備して回国するに資し、下次の進貢船隻の間に來たるを俟ちて、再び本国王、措置するを請い、並たえて別意無し。只だ求むらくは、転じて数の如く借給するを懇こわば、就すなわち恩に沾あいらん等語」とあり。臣等、査するに、向來、琉球夷船風に遭い、銀兩を漂没せしときは、分別に撫恤するを除くの外、従よりて銀兩を借給するの例無し。嘉慶八年（一八〇三）該国二号貢船、台湾に在りて風に遭い、銀二万兩を漂失し、十一年（一八〇六）該国二号貢船、澎湖に在りて礁に沖し、

銀二万五千兩を沈失するも、均しく賞借する無し。此の次、船隻撃碎し、該夷人の附帶せる南・北山の銀兩・貨物は沈失せり。已に向例に照らして撫恤を加倍したれば、別に議を庸もうること母きの外、惟だ該国王世孫は、來年冊封使臣の国に到ること有るに因り、銀五千兩を發交し、聞に赴き物件を置弁せしむるは、自ら寔情に属す。且つ天朝を敬奉するに關る儀注は、未だ欠悞するに便ならざる有り。今、銀兩は洋に在りて沈失す。自まさに敬んで皇仁を体し、代りて接濟するを籌はかるべし。臣等、公同に商酌し国王世孫交する所の銀五千兩を將て數に照らして捐賞し、其の繳還を免かれしめ該夷官等をして以て置備回国せしめ、仍お諭旨を奉到するを俟ち、臣等、該国王世孫に照會して遵照せしめ、以て仰いで聖主の、遠人を懷柔するに加うる有りて已む無きの至意に副わんと擬ほうす。再び査するに、該国貢使、業す已に京に進むも、尚お同來の官伴人等、仍お原船を用て先行回国するもの有り。業す経に咨を給して登舟せしむるも、風帆未だ順ならざるに因り、尚お未だ放洋せず。茲に該夷官等の稟請に拠れば「暫く調回を行い、來春再び開駕せしめられたし等情」とあり。臣等、査するに、現に冬令に値あう。風帆期を愆れば、以て駕駛して出洋し難し。自ま心に俯しまて請う所の如く、其の船隻の調回するを准ゆるし、官伴・貨物は館駅に搬進し、仍お回館の日より起こして口糧・塩菜を支給し、來春風順なるを俟ち、或るものは接封の官伴に随まいて一体に附搭回国せしむれば、較はなだ兩便と為す。理として合まに一併に奏聞す。所有

の臣等が酌籌弁理せる各々の縁由は謹んで合詞して恭しく摺もて具奏す。伏して乞う、皇上、睿鑑ありて訓示せられたし。謹んで奏す。

嘉慶十二年十二月朔日

〔嘉慶十二年十二月十九日 硃批を奉じたるに「別に旨有り。此を欽め」とあり〕

〔史料十一〕

具稟琉球国接 封正議大夫蔡邦錦為非蒙先借仍悞公差情急再懇乞賜 恩全事切錦等接

貢船隻遭風擊碎人口淹斃銀貨全無哀懇

天恩借給国主所發銀子五千兩買備來年

封典必用物件敬奉

天朝体制荷蒙

恩准詳

題錦等感激再造銘心刻骨緣錦等所借之銀委因往蘇定織蟒錦確計

往回并織製日子必須百有余天方能無悞是以於本月十二日以叩

懇全恩等事冒請先行撥借未蒙

批示錦等昼夜難安誠恐遲延挨出年外則赶弁不及錦等仍難免悞公

之咎矣情急催懇哀乞

大人俯察已蒙准借再賜先行給發全錦等不至仍悞公差感德于生々

世々矣切稟

嘉慶十二年十二月十七日

稟を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦は、先借するを蒙るに非ざれば、仍お公差を悞らん。情、急なれば、再び恩全きを賜うを懇乞わんが事の為なり。切に錦等の接貢船隻、風に遭いて撃砕し、人口は淹斃し、銀・貨も全く無し。哀懇すらく、天恩もて国主發る所の銀子五千兩を借給し、來年の封典に必用の物件を買備し、天朝の体制を敬奉せん。詳細を恩准せらるるを荷蒙し、錦等、再造に感激し、心に銘し、骨に刻めり。錦等借する所の銀は、委ねて蘇に往き蟒錦を定織せしむるに因り、確として往回并びに織製の日子を計るに、必須ず百有余天にして方めて能く悞り無きに縁り、是の以に本月十二日に於て「叩懇わくは恩を全うせられたし等の事」〔史料九〕を以て、先行して撥借するを冒請するも、未だ批示を蒙らず。錦等、昼夜安んじ難し。誠に恐る、遅延して年外に挨出せば則ち赶弁するも及ばざらんことを。錦等、仍お公を悞るの咎めを免かれ難し。情、急なれば、大人に催懇哀乞す、已に借するを准すを蒙りたるを俯察せられ、再び先行して給發すること全きを賜わらば、錦等、仍お公差を悞るに至らず、徳を生生世世に感ぜん。切に稟す。

嘉慶十二年十二月十七日

〔史料十二〕

〔史料九〕と重複

〔史料十二〕

福州府分守南台海防庁兼管水利関課張 為叩懇全恩等事拋琉
球国接 封大夫蔡邦錦等具稟船隻遭風擊碎銀兩全無借給王府
銀子五千兩蒙准詳題在案懇請先行給發俾得往蘇州定織蟒錦等
情到府拋此查此次賞借銀兩已蒙

督撫
憲具奏應俟奉到

諭旨再行籌款給領此時未便轉請此係歷來未有之曠典為此諭仰土通
事即便明白詎諭衆夷官遵照毋違此諭

嘉慶十二年十二月十五日

福州府分守南台海防庁兼管水利関課張は、叩懇わくは、恩を全
うせられん等の事の為なり。琉球国接封大夫蔡邦錦等の具稟する
に拠れば「船隻風に遭いて撃碎し、銀兩全く無し。王府銀子五千
兩を借給するにつき、詳題を准ずを蒙ること案に在り。懇請らく
は、先行して給発し、蘇州に往きて蟒錦を定織するを得しめられ
たし等情」とあり。府に到る。此を拠けたり。査するに、此の次、
銀兩を賞借するは、已に督撫の具奏せらるるを蒙る。応に諭旨の
奉到するを俟ち、再び籌款を行いて給領せしむべし。此の時は、
未だ転請に便ならざるなり。此れ歴來未だ有らざるの曠典に係る。
此が為に、諭もて土通事に仰じ、即便に明白に衆夷に詎諭せしむ。
遵照して違ふこと毋かれ。此に諭す。

嘉慶十二年十二月十五日

〔史料十四〕

嘉慶十三年正月初七日承准 廷寄十二月十九日内閣奉

上諭阿 奏請損賞琉球船隻遭風沈失該国王世孫銀兩一摺該国王世
孫因來年有 冊封使臣到国發交夷官銀五千兩備弁迎接應用物
件儀制攸闕今因船隻在洋遭風此項銀兩漂失該夷官等呈懇借給
以資購弁自應加之体恤量予恩施所有該国沈失銀五千兩無庸該
督等全數捐賞着加恩賞給庫銀二千五百兩其餘銀二千五百兩着
該省督撫司道大員捐資賞給均免其繳還用示懷柔至意余着照所
請行該部知照欽此等因

嘉慶十三年正月初八日

嘉慶十三年正月初七日延寄を承准し、十二月十九日内閣より上
諭を奉りたるに「阿が奏請したる『琉球船隻風に遭い、沈失せ
る該国王世孫の銀兩を損賞す』の一摺は、該国王世孫、來年冊封
の使臣国に到るに因り、夷官に銀五千兩を發交し、迎接のとき心
に用うべき物件を備弁せしめんとなり。儀制に關る攸なれども、
今、船隻洋に在りて風に遭い、此の項の銀兩漂失するに因り、該
夷官等、呈懇すらく、借給して以て購弁に資せん」と。自應に之に
体恤を加え、恩施するを量予し、所有の該国の沈失銀五千兩は、
該督等、全數捐賞するを庸うる無く、着して恩を加え、庫銀二千
五百兩を賞給し、其の余の銀二千五百兩は、該省の督・撫・司・
道の大員をして資を損して賞給せしめ、均しく其の繳還を免かれ

しめ、用て懷柔の至意を示すべし。余は着して請う所に照らして該部に行し、知照せしめよ、此を欽め等因」とあり。

嘉慶十三年正月初八日

〔史料十五〕

具甘結琉球国接 封正議大夫蔡邦錦等今在

大人台下領得沈失銀兩奉

旨恩賞銀二千五百兩又各

憲捐賞銀二千五百兩共成銀五千兩領回置買物件限全彈兌面封看

包封並無剋扣情事合具甘結是寃

嘉慶十三年正月二十四日具甘結琉球国接 封正議大夫蔡邦錦

甘結を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦等は、今、大人台下に在りて、沈失せる銀兩を領得せり。奉旨の恩賞銀二千五百兩と、又、各憲の捐賞銀二千五百兩と、共に成銀五千兩は、領回して物件を置買す。眼同に彈兌し、面封す。包封を看るに、並も剋扣するの情事無し。合に甘結を具す。是れ寃なり。

嘉慶十三年正月二十四日甘結を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦

錦

〔史料十六〕

福州府分守南台海防庁兼管水利関課張 為欽奉

上諭事嘉慶十三年正月二十七日蒙

布政使司景 憲札嘉慶十三年正月初七日奉

巡撫部院張 憲案嘉慶十三年正月初七日承准

廷寄嘉慶十二年十二月十九日内閣奉

上諭阿 等奏請損賞琉球船隻遭風沈失該國王世孫銀兩一摺該國王

世孫因來年有 冊封使臣到國發交夷官銀五千兩備弁迎接應用

物件儀制攸関今因船隻在洋遭風此項銀兩漂失該夷官等呈懇借

給以資購弁自應加之體恤量予施恩所有該國王世孫銀兩毋庸

該督等全數捐賞着加恩賞給庫項銀二千五百兩其餘銀二千五百

兩着該省督撫司道大員損資賞給均免其繳還用示懷柔至意余着

照所請

行該部知道欽此等因到本部院承准此合就行知備案行司立即欽遵

轉行查照弁理毋違等因奉此又為前事本年正月二十一日奉

巡撫部院 批本司詳覆查向來琉球国遭風難番所需賞項均動司

庫存公項下支銷今奉

旨賞給琉球国沈失銀二千五百兩應請體照歷弁例案在於嘉慶十二年

存公款內動支給領其餘銀二千五百兩

兩院兩司六道勻作十股平捐每股捐銀二百五十兩先於

司庫不報

部留支文職各衙門未支各年俸工款內暫行照數借支同

恩賞銀兩一併給發夷官承領一面移咨司道即日照數解司歸補清款等

由奉批本部院應捐銀二百五十兩即於正月分養廉銀內照數扣收

給領至省城司道亦可於養廉內即扣台灣道已挾該司詳扣均可毋庸借款其餘各道應捐銀兩如詳暫行借款給領仍催各道等限於本月內即行解司歸款具報仍候

督部堂批示繳又奉

總督部堂阿 批如詳借支給領仰即分移司道即日照數捐解歸補清款仍候

撫部院批示繳奉此除分別支給外合就飭知為此仰序官吏即便補具印領送司備案毋違等因蒙此合就飭行為此諭仰夷官蔡邦錦等速即補具領狀呈繳赴府以凭轉送勿得延悞速速此諭

嘉慶十三年二月初三日

計開

閩浙總督部堂 阿林保

寧福道 張志緒

福建巡撫部院 張師誠

塩法道 陳 觀

布政使司 景 敏

延建邵道 李華封

按察使司 慶 保

汀漳龍道 海 福

興泉永道 王紹蘭

台灣道 清 華

福州府分守南台海防庁兼管水利関課張は、上諭を欽奉するの事の為なり。嘉慶十三年正月二十七日布政使司景敏の憲札を蒙け、

嘉慶十三年正月初七日巡撫部院張の憲案を奉け、嘉慶十三年正月初七日延寄を承准し、嘉慶十二年十二月十九日内閣より上諭を奉

けたるに「阿等、琉球船隻風に遭い、沈失せる該国王世孫の銀兩を損賞せんことを奏請すの一摺〔史料十〕は、該国王世孫、來年冊封の使臣、国に到るに因り、夷官に銀五千兩を發交し、迎接のとき応に用うべき物件を備弁せしむ。儀制に關る攸なれども、今、船隻洋に在りて風に遭い、此の項の銀兩漂失するに因り、該夷官等呈懇すらく、借給して以て購弁に資せんと。自応に之に体恤を加え、施恩するを量予し、所有の該国沈失の銀五千兩は、該督等、全數捐賞するを庸うる無く、着して恩を加え、庫項銀二千五百兩を賞給し、其の余の銀二千五百兩は、該省の督・撫・司・道の大員をして資を損して賞給せしめ、均しく其の繳還を免じ、用て懐柔の至急を示すべし。余は着して請う所に照らして該部（礼部）に行し、知道せしめよ。此を欽め等因」（史料十四）とあり。本部院に到る。此を承准けたれば、合に就ちに行知すべし。案を備え、司に行す。「立即に欽遵して轉行し、查照弁理して違ふこと母かれ等因」と。此を奉けたり。又、前の事の為なり。本年正月二十一日巡撫部院の批を奉けたるに、「本司詳覆す、『査するに、向來、琉球国遭風難番、需むる所の賞項は、均しく司庫（布政司の倉庫・地方費）の存公項（積み立て金）の下より動支して支銷す。今、旨を奉じて賞給する琉球国沈失銀二千五百兩は、応に請うらくは、歴弁の例案に体照して、嘉慶十二年の存公款（積み立て金）の内より動支給領せしむべし。其の余の銀二千五百兩は、兩院・兩司・六道勻しく十股平捐と作し、每股捐銀二百五十兩と

し、先に、司庫、部（戸部）に報ぜず、留めて文職各衙門に支せんとして未だ支せざる各年俸工款（給料）の内より、暫らく数に照らして借支を行い、恩賞銀兩と同一併に夷官に給發承領せしめ、一面には司・道に移咨し、即日数に照らして司に解り、補して清款（精算額）を歸さしめん等由」と。批を奉けたるに、本部院の応に捐すべき銀二百五十兩は、即ちに正月分の養廉銀（勤務地手当）の内より数に照らして扣収（差引収納）給領せしめ、省城の司・道に至りても亦た養廉内より即ちに扣（差引）し、台灣道は已に該司の詳に拠れば『扣して均しく借款を庸うることを母かるべし』とあり。其の余の各道の応に捐すべき銀兩は、詳の如く暫らく借款を行いて給領（給發承領）せしめ、仍お各道等に催し、本月内を限って即行に司に解り歸款（償還）具報せしめよ。仍お督部堂の批示するを候て。繳せ」とあり。又、總督部堂阿の批を奉けたるに、「詳の如く借支し給領せしめ、仰じて即ちに司・道に分移し、即日、數に照らして捐解し、補して清款を歸さしめよ。仍お撫部院の批示するを候て。繳せ」とあり。此を奉けたれば、分別に支給するを除くの外、合に就ちに飭知すべし。此が為に序の官吏に仰ず、「即便に印領を補具し、司に送り、案を備え、違ふこと母からしめよ等因」と。此を蒙けたれば、合に就ちに飭行すべし。此が為に夷官蔡邦錦等に諭もて仰ず、「速即に領狀を補具して呈もて繳め、府に赴き、以て転送に凭らしめよ。延悞するを得ること勿かれ。速速」と。此に諭す。

嘉慶十三年二月初三日

計開

（兩院）

閩浙總督部堂 阿林保

福建巡撫部院 張師誠

（兩司）

布政使司 景敏

按察使司 慶保

寧福道 張志緒

汀漳龍道 海福

興泉永道 王紹蘭

台灣道 清華

（六道）

延建邵道 李華封

鹽法道 陳觀

〔史料十七〕

懇求預選寬大新船事

具稟琉球國接封大夫蔡邦錦等為照例預選寬大新船稟請親臨帶

全勘定以便該船艙補堅固聽候

天使乘汎開洋事切錦等奉 王世孫命接

封來閩荷蒙

皇恩德格外施仁損賞銀兩錦等拜領之下銘感不勝但本國恭迎

天使到國 封襲例由閩省選派呈請封定寬大海船二隻俱係夷梢引導

駕駛歷屆遵行在案緣查乾隆二十一年間 冊封選定船隻之後依

令夷梢前赴看驗奈有一船久懶臨□莫能稟換至該船往返受險多

次敵國主惶恐莫安此番錦等奉命接

封帶全熟諳海道夷梢來閩在國屢承 王世孫再三囑諭到閩先期帶

全舵梢前往各船上細加驗看選択新造寬大船身堅固堪以衝風敵浪方可稟請封定等因此番錦等到閩遵即帶全熟諳夷梢赴各船上遍行屢加驗看惟有金森美薛長發兩船合式船身新造堅固寬大堪以駕駛重洋其餘陳茂春等各船俱不合式或歷年已久不堪遠涉波濤或船身短促每船不能裝運二百余人且製造異式夷梢不穩駕駛隨將預選兩船名字稟叩 福防庁在案前因未蒙稟^(稟カ)伝隨驗誠恐臨期周章情急上稟

藩憲大人荷蒙親臨^(下カ)河千帶全錦等隨驗感激無地本當靜候詳請

大憲大人親臨覆驗緣封舟開駕必須夏汛屆將臨且選定封舟之船必須船上添補器具以及脛修堅固尚需時日錦等不揣冒昧瀝情稟叩

大憲大人仰体 封襲大典俯察遠涉重洋 恩准迅賜親臨勘定以便

該船脛補堅固乘汛得穩開洋遠人戴德靡涯切稟

右稟上

海防 福州府 閩県 布政司 撫院

預め寛大なる新船を選ぶを懇求する事

稟を具す。琉球国接封大夫蔡邦錦等は、例に照らして預め寛大なる新船を選び、稟もて親臨して帯同に勘定するを請い、以て該船脛補堅固ならしめ、天使、汛に乗じて開洋するを聴候^まつに便ならしめんが事の為なり。

切に錦等、王世孫の命を奉け、封を接せんとして閩に来たるに、

皇恩・憲徳を荷蒙し、格外に仁を施され、銀両を損賞せらる。錦等、拝領の下、銘感に勝えず。但だ本国恭しく天使を迎えて国に到り、封襲するのときは、例として閩省より選択し、呈請して寛大なる海船二隻を封定す。俱に夷梢引導して駕駛するに係る。歴届遵行すること案に在り。査に縁れば、乾隆二十一年間の冊封のときは、船隻を選定するの後、令を夷梢に伝え、前み赴きて看驗したり。奈^{いか}せん一船久しく懶ること有らば、期に臨んで能く稟もて換うること莫^なし。該船に至りては、往返險を受くること多次、敵国主惶恐として安んずる莫し。此の番、錦等、命を奉じて封を接せんとし、海道に熟諳せる夷梢を帯同して来閩するのとき、国に在りて屢々王世孫の再三の囑諭を承くるに「閩に到らば期に先んじて舵梢を帯同し、各船上に前み行き、細さに驗看を加え、新造寛大、船身堅固にして以て風を衝き浪に敵するに堪うるものを選択して方^はめて稟もて封定を請うべし等因」とあり。此の番、錦等、閩に到り、遵即に熟諳の夷梢を帯同し、各船上に赴き、遍^{あまね}行く屢々驗看を加うるに、惟だ金森美・薛長發の兩船のみ式に合し、船身も新造・堅固・寛大にして以て重洋を駕駛するに堪う。其の余の陳茂春等の各船は、俱に式に合せず、或いは歴年已に久しくして遠く波濤を涉るに堪えず、或いは船身短促にして毎船二百余人を装運すること能わず。且つ製造も異式なれば、夷梢、駕駛するに穩^{やす}からず。随つて預め選びたる兩船の名字を將て、稟もて福防庁に叩^こうこと案に在り。前^まの因^{こと}は、未だ稟もて伝^たうるも隨^たちに

験するを蒙らざれば、誠に恐る、期に臨んで周章せんことを。情急なれば稟を上るに、藩憲大人の河下に親臨し、錦等を帯同して随ちに験するを荷蒙せり。感激、地無し。本より当に詳請して大憲大人の親臨して覆験するを静かに候つべきも、封舟開駕するときは、必須ず夏汛瞬間に將に臨らんとし、且つ封舟に選定せし船は、必須ず船上に器具を添補し、及び船修堅固ならしむるに縁り、尚お時日を需す。錦等、冒昧を揣らず、情を瀝べ、稟もて叩う、大憲大人、仰いでは封襲の大典を体し、俯しては遠く重洋を渉るを察し、迅やかに親臨して勘定するを賜わり、以て該船補堅固ならしめ、汛に乗じて穩やかに開洋するを得るに便ならしむるを恩准せば、遠人、徳を戴くこと涯り靡し。切に稟す。

右の稟は海防・福州府・閩県・布政司・撫院に上る

〔史料十八〕

具稟琉球国接封大夫蔡邦錦等為懇 恩迅賜詳請勘定預選封舟
以便該船船補堅固聽候

天使乘汛開洋事本年正月二十八日蒙

大人車駕親臨各船驗看錦等感激無地但封舟大典例應詳明

撫憲大人勘定之後該船必須添補器具船修堅固尚需時日現今

天使將次來閩轉盼風汛屆期即可開駕是以錦等先期帶全熟諳夷梢前

赴各船上遍行屢加驗看惟金森美薛長發兩船合式船身新造寬大

堅固堪以駕駛重洋難逃洞鑑之中其余陳茂春等各船或歷年已久

不堪衝風敵浪或船身短小每船難以載運二百余人且製造異式夷梢不穩駕駛錦等罪責攸闕不已聲明再懇

大人台下仰体 封襲大典俯察遠涉重洋乞准選定金森美薛長發兩

船詳請

撫憲大人親臨覆験俾得該船船補堅固乘汛得穩開洋遠人頂祝不朽

切稟

再稟

布政司

稟を具す。琉球国接封大夫蔡邦錦等は、懇わくは恩もて迅やかに詳請を賜い、勘定して預め封舟を選び、以て該船船補堅固ならしめ、天使、汛に乗じて開洋するを聽候つに便ならしめんが事の為なり。

本年正月二十八日、大人、車に駕り、親から各船に臨み、驗看するを蒙る。錦等、感激、地無し。但だ、封舟の大典は、例として應に詳明し、撫憲大人勘定の後、該船は必須ず器具を添補し、船修堅固ならしむべきも、尚お時日を需す。現今、天使、將次に閩に来たらんとするに、転た風汛の期届るを盼る。即ちに開駕すべし。是の以に、錦等、期に先んじて熟諳の夷梢を帯同し、各船上に前み赴き、遍行く屢々驗看を加うるに、惟だ金森美・薛長發の兩船のみ式に合し、船身も新造・寛大・堅固にして以て重洋を駕馳するに堪え、洞鑑の中より逃れ難し。其の余の陳茂春等の各

船は、或いは歴年已に久しく、風を衝き浪に敵するに堪えず、或いは船身短小にして毎船以て二百余人を載運し難し。且つ製造も異式なれば、夷梢、駕駛するに穩やすからず。錦等の罪責の関る攸なれば、已むをえず声明す、再び懇わくは、大人台下、仰いでは封襲の大典なるを体し、俯しては遠く重洋を渉るを察し、乞う、金森美・薛長発の両船を選定するを准し、撫憲大人に親臨して覆驗せんことを詳請したまい、該船をして脛補堅固ならしめ、汎に乗じて穩やかに開洋するを得しむれば、遠人、頂祝すること不朽ならん。切に稟す。

再び布政司に稟す

〔史料十九〕

具甘結琉球国接封正議大夫蔡邦錦今在

大人台下結得南台河下有金森美薛長発両号船隻俱無龍骨係是平

底船身寛大堅固堪以選為

冊封

欽差坐駕之用倘或臨期不堪以及在洋駕駛疎虞錦願甘坐罪合具甘結

是寔

甘結を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦は、今、大人台下に在おいて結び得たり。南台河下に金森美・薛長発両号の船隻有り。俱に龍骨無し。是れ平底に係る。船身寛大堅固にして以て選びて冊

封欽差坐駕の用と為すに堪えたり。倘し或いは期に臨んで堪えず、および洋に在りて駕駛疎虞すれば、錦、願わくは、甘んじて罪に坐せん。合に甘結を具す。是れ寔なり。

〔史料二十〕

諭夷官蔡邦錦

署福州府閩県正堂言 為遵札詳覆事嘉慶十三年二月十九日蒙

前海防分府張 憲札嘉慶十三年二月十九日蒙

布政使司景 批本府会同該県詳覆琉球国接封大夫蔡邦錦具呈

南台河下停泊有金森美薛長発二船新造寛大堅固堪為

冊封

欽差坐駕呈請選封備用等情会同查明堪以穩涉等緣由奉批如詳准將

金森美薛長発両船選封備用仰即飭着該船戸詳慎修理取具興工

日期具報仍候轉報 両院憲查考繳等因蒙此除差着金森備薛長

発両船趕緊慎修取具興工日期具報并將前選茂春等四船折封外

合就行知為此行県官吏即便遵照毋違等因蒙此合行飭知為此諭

仰該夷官蔡邦錦即便知照毋違特諭

嘉慶十三年二月二十五日諭

夷官蔡邦錦に諭す。

署福州府閩県正堂言は、札に遵い詳覆せんが事の為なり。嘉慶十三年二月十九日前海防分府張が憲札を蒙け、嘉慶十三年二月十

九日布政使司景の批を蒙けたるに、「本府は該県と会同に詳覆す『琉球国接封大夫蔡邦錦、呈を具すに〔南台河下に停泊せる金森美・薛長発の二船有り。新造寛大にして堅固なれば、冊封欽差の坐駕と為すに堪えたり。選封して用に備うるを呈請されたし等情〕とあり。会同に查明するに、以て穩涉に堪う等の縁由」と。批を奉けたるに『詳の如く、金森美・薛長発の両船を將て選封して用に備うるを准す。仰いで即ちに飭し、該船戸をして詳慎に修理せしめ、工を興すの日期を取具して具報せよ。仍お両院憲に転報して查考するを候て。繳せ等因』とあり。此を蒙けたれば、金森美・薛長発の両船に差着して趕緊に慎修せしめ、工を興すの日期を取具して具報し、并びに前に選びたる陳茂春等の四船を將て折封するを除くの外、合に就ちに行知すべし。此が為に県の官吏に行す、「即便に遵照して違ふこと母からしめよ等因」と。此を蒙けたれば、合に飭知を行うべし。此が為に論もて該夷官蔡邦錦に仰ず、「即便に知照して違ふこと母かれ」と。特に諭す。

嘉慶十三年二月二十五日諭す

〔史料二十一〕

懇求出示以減貨物事

具稟琉球国接 封正議大夫蔡邦錦為稟明実情懇 恩出示諭知

減貨物以恤貧窮事切敵国蕞爾陬土遠居海隅夙蒙

天朝一視同仁之德進貢弗懈世世襲爵謹守藩職此誠天高地厚之洪恩

也這番錦臨行之時奉本國法司官諭令奈因国運衰微貢船數遭漂没且柔遠駛被火焚燒所失公項甚屬過多今僅蓄得三万兩銀内一万兩以為頭号船評価銀又一万兩以為二号船評価銀仍照前例加二息銀共計二万四千兩其六千兩以為備弁

封典応用物件此次接貢船隻到閩應即稟叩

上憲請示約束等由奉此錦窃想敵国土瘠產乏貨若浮多銀則於少莫何拮据無処措擲臨時誠恐随封人等籍此滋事反累

欽差大人錦故以先行稟明免得臨時周章但乾隆二十一年

冊封随封人等在国勒買不遂騷動不法及至歸省

天朝嚴行大法護封武員以及兵役數名被罪原為貨物以起禍端乃因敵

国貧窮竟累

天朝員名国主聞知深痛寢食不安又查康熙五十八年

冊封所帶貨物亦屬甚多因而稟明實力不能承買奈堅執不容實不得已

勉力強收臣民男女金銀銅簪及銅錫器皿等物算成銀兩方能買得

四分之一其四分之三依旧帶回伏乞大人仰体

皇上柔遠至意俯察敵国瘠乏苦情迅賜先發告示嚴行約束所有封船二

隻庄載貨物每船限以一万兩之額俾得安頓兵役肅靜地方則奉国

臣民感激即国主亦感佩鴻慈於無既矣切稟

嘉慶十三年五月 日具稟琉球国接 封正議大夫蔡邦錦

右稟上

海防 布政司 撫院 欽差兩位

出示して以て貨物を減ずるを懇求する事。

稟を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦は、実情を稟明し、懇わくは恩もて諭知を出示し、貨物を減じて以て貧窮を恤いたまわんが事の為なり。切に敵国は蕞爾たる陬土にして遠く海隅に居る。

夙に天朝一視同仁の徳を蒙り、進貢懈らず、世々爵を襲ぎ、勤んで藩職を守る。此れ誠に天のごとく高く、地のごとく厚き洪恩なり。這の番、錦、行に臨むの時、本國法司官の諭令を奉けたるに、「奈んせん、國運衰微し、貢船は数々漂没に遭い、且つ柔遠駅は火を被りて焚焼するに因り、失う所の公項は、甚だ過多に属す。

今、僅かに三万両の銀を蓄え得たるも、内一万両は以て頭号船の評価銀と為し、又、一万両は以て二号船の評価銀と為す。仍お前例に照らして二息の銀を加え、共計二万四千両なり。其の余の六千両は以て封典のとき応に用うべき物件を備弁するを為す。此の次、接貢船隻間に到らば、応に即ちに稟もて上憲に約束（制限）を請示するを叩うべし等由」と。此を奉けたれば、錦、窃かに想えらく、敵国は土瘠せ、産乏し。貨、若し浮多にして、銀、則ち少くるに於ては、何ぞ拮据すること莫からんや。処として措擲する無しと。時に臨んで誠に恐る、随封人等、此に籍りて事を滋くし、反つて欽差大人に累あらんことを。錦、故を以て先行して稟明し、時に臨んで周章するを免かれ得しめん。但だ乾隆二十一年冊封のとき、随封人等、国に在りて勸いて買らんとして遂げず、騷動不法なり。省に至り帰るに及び、天朝蔽に大法を行い、護封

の武員及び兵役数名は罪せらる。原より貨物以て起禍の端と為る。乃ち敵国貧窮なるに因り、竟に天朝の員名に累あるなり。国

主、聞知し深く痛み、寢食安んぜず。又、査するに康熙五十八年冊封のとき、帯ぶる所の貨物も亦た甚だ多きに属す。因りて稟明す、実力に承買する能わずと。奈んせん、堅く執りて容れず。実に已むを得ず勉力して強いて臣民の男女の金銀銅の簪及び銅錫の器皿等の物を収め、銀両を算成して、方めて能く四分の一を買得し、其の四分の三は旧に依りて帯び回らしむ。伏して乞うらくは、

大人、仰いでは皇上柔遠の至意を体し、俯しては敵国瘠乏の苦情を察せられ、迅やかに先きに告示を發するを賜いて蔽に約束（制限）を行い、所有の封船二隻の圧載の貨物は每船限るに一万両の額を以てし、兵役を安頓し、地方を肅静ならしむるを得れば、則ち拳国臣民感激し、即ち国主も亦た鴻慈を無既に感佩せん。切に稟す。

嘉慶十三年五月 日稟を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦
右の稟は、海防、布政司、撫院、欽差兩位に上る

〔史料二十二〕

懇求酌減夫役事

具稟琉球国接封正議大夫蔡邦錦為乞怜小国苦情

恩准酌減夫役以恤窮邦以肅安靜事切本國僻處彈丸出產無幾凡
有

冊封大典必須蓄積數年賦稅方敢前來請

封歷屆遵行在案緣自 尚溫王嗣位未及七載即薨世子尚成五齡幼主

嗣位三年又逝兼以嘉慶七年進 貢兩船俱失頭号全船覆沒二号

漂失台灣寸板無存至嘉慶九年柔遠駛被火焚燒貨物尽失似此歷

歲迤遭難免倉庫窮乏奚敢遽行請

封但因國運衰新主必須請

封得叨

天朝洪福氣運更新所以拳國臣民尽行勉力急公於嘉慶十一年特遣正

議大夫梁邦弼請

封前來不料是冬二号船又漂失彭湖地方寸板無存至十二年特遣錦前

來接

封船隻又漂至海壇地方失破船貨俱沒官伴水梢淹斃六十三人幸蒙

皇恩憲德捐賞銀兩感激不勝但查乾隆二十一年間

冊封所有隨封員弁兵役併匠作船梢共計四百五十七員名至

嘉慶五年

冊封所有隨封人數算至四百九十九員名之多但例撥隨封人數何敢辭

供給之繁奈敝國主請

封在前不意遇災兩次在後誠恐臨時拮据力不從心難免失禮之愆錦思

天使隨封員伴例有定數不敢請減而船上應用舵梢亦不可欠惟有

夫役之中似可邀減不揣冒昧瀝情稟叩

大人台下仰体柔遠至意俯察窮國迤遭 恩准体照前例酌減隨封夫

役俾小邦得以安靜拳國臣民啣恩不朽切稟

嘉慶十三年五月

日具稟琉球國接 封正議大夫蔡邦錦

右稟上

海防 布政司

撫院

欽差兩位

夫役を酌減するを懇求するの事

稟を具す。琉球國接封正議大夫蔡邦錦は、小國の苦情を怜み、

夫役を酌減するを恩准せられ、以て窮邦を恤み、以て安靜を肅

うるを乞わんが事の爲なり。

切に本國は彈丸に僻處し、出產幾ばくも無し。凡そ冊封の大典

有るときは、必須ず數年の賦稅を蓄積して方めて敢えて前來して

封を請う。歷屆遵行すること案に在り。尚溫王、位を嗣いでより

未だ七載に及ばざるに、即ち薨じ、世子尚成は五齡の幼主にして

位を嗣ぐも、三年にして又逝き、兼ねて以て嘉慶七年の進貢兩船

は俱に失し、頭号は全船覆沒し、二号は台灣に漂失して寸板も存

するもの無し。嘉慶九年に至りては、柔遠駛火を被りて焚燒し、

貨物尽く失う。此の似く歷歲迤遭免かれ難く、倉庫窮乏するに緣

り、奚ぞ敢えて遽かに請封を行わんや。但だ國運衰えるときは、

新主は必須ず封を請い、天朝の洪福を叨うするを得て、氣運更新

し、所以に拳國臣民尽行く急公に勉力するに因り、嘉慶十一年特

に正議大夫梁邦弼を遣わし、請封前來せしむるに、料らずも是の

冬二号船は又澎湖地方に漂失し、寸板も存する無し。十二年に至

り、特に錦を遣わし、前來して封を接せしむるに、船隻、又海壇

地方に漂至し、失破して船貨俱に没し、官伴・水梢の淹斃するもの六十三人なり。幸いに皇恩憲徳を蒙り、銀兩を捐賞せられ、感激勝えず。但だ査するに、乾隆二十一年間、冊封のとき、所有の随封の員弁・兵役併びに匠作・船梢は共計四百五十七員名なり。

嘉慶五年の冊封に至りては、所有の随封人の数は、算するに四百九十九員名の多きに至る。但だ例として撥する随封人の数なれば、何ぞ敢えて供給の繁きを辞せんや。奈んせん、敵国主、封を請うに、前に在りては不意に災に遇うこと兩次、後に在りては誠に恐る、時に臨んで拮据し、力、心に従わず、礼を失するの愆を免かれ難からんことを。錦、思うに天使随封の員弁は、例として定数有り。敢えて減ずるを請わず、而して船上応に用うべき舵梢も亦た欠くべからず。惟だ夫役の中には邀減すべきが似きもの有らん。冒昧を揣らず、情を瀝べ、稟もて叨うらくは、大人台下、仰いで柔遠の至意を体し、俯しては窮国の迍遭を察し、前例に体照して随封の夫役を酌減し、小邦をして以て安靜を得るを恩准せば、拳国臣民、恩を啣すること不朽なり。切に稟す。

嘉慶十三年五月 日稟を具す。琉球国接封正議大夫蔡邦錦
右の稟は、海防、布政司、撫院、欽差兩位に上る

〔史料二十三〕

懇求飭水口駅撥給人夫船隻糧食事

琉球国接 封正議大夫蔡邦錦為乞恤外夷人地生疎恩准飭駟撥

給人夫船隻糧食以便遵令往接 天使事切錦
奉王世孫命來閩恭接

冊封天使例應遵候

大人 給批前往前途迎接但敵国自納款
仁憲

天朝以来皆係由海而至從無旱路到閩是以歷次進 貢往京併各省通

送漂風難夷到閩向蒙飭具備弁人夫船隻口糧等項此番錦船隻遭

風漂収海壇地方先行由旱進館亦蒙照例弁此皆深沐

皇恩憲徳下恤外夷之至意也錦此番恭接

天使前往水口將次起行不已瀝情叩懇

大人 恩准迅賜飭行前途駟站僱備船隻人夫糧食併賜發護照俾外
大老爺

夷得以穩往感激無涯切稟

右稟上

海防 布政司

水口駅に飭して人夫・船隻・糧食を撥給するを懇求する事

琉球国接封正議大夫蔡邦錦は、外夷は人も地も生疎なるを恤み、駟に飭して人夫・船隻・糧食を撥給するを恩准せられ、以て令に遵い、往きて天使を接するに便ならしめんことを乞わんが事の為なり。

切に錦は、王世孫の命を奉けて來閩し、恭しく冊封の天使を接す。例として應に大人 仁憲の給せられたる批に遵候し、前み往きて前途に迎接すべし。但だ敵国は款を天朝に納れてより以来、皆、海

よりして至るに係る。従りて旱路より閩に到ること無し。是の以に歴次貢を進めて京に往き併びに各省漂風の難夷を通過して閩に到るときは、向には県に飭して人夫・船隻・口糧等の項を備弁せしむるを蒙る。此の番、錦が船隻風に遭い、海壇地方に漂収し、先行して早より館に進むときも亦た例に照らして弁応せしむるを蒙る。此れ、皆、深く皇恩・憲徳に沐するは、下は外夷を恤むの至意なり。錦、此の番、恭しく天使を接せんとして水口に前み行く。将次に行を起さんとす。已むをえず情を瀝べ、叩懇すらく、大人、迅やかに前途の駟站に飭行して船隻・人夫・糧食を僱備するを賜い、併びに護照を給発し、外夷をして以て穩やかに往くを得しむるを賜うを恩准せば、感激、涯り無し。切に稟す。

右の稟は海防・布政司に上る

〔史料二十四〕

兵部尚書兼都察院右都御史總督福建浙江等处地方軍務兼理糧餉塩課
兵部侍郎兼都察院右副都御史巡撫福建等处地方提督軍務張

為

照会事照得

貴国海東宣化任重分藩世受

崇封恪恭効順此届恭迎

冊封天使船隻航海遠來因在洋遭風於嘉慶十二年十月二十五日漂至

〔續門之〕
洋面撞礁擊碎淹斃官伴人等六十三名并内地舵工一名業經

本部堂 飭令地方官先将撈救得生使臣官伴人等護送來省給与

履口糧安頓館驛并派委明幹妥員撈獲屍身三十七具立碑標記恭

摺具

奏仰蒙

大皇帝諭令將口糧棉布等項加倍賞給并賞銀一千兩以作僱船回国之

費又賞銀五百兩交貴国使臣帶回分給淹斃各官伴家屬承領以示

軫恤嗣使臣蔡邦錦等稟稱

貴国王世孫有發交銀五千兩令伊等帶至內地製弁迎接

冊封天使備用各物因船隻擊碎銀兩沈失懇求借給以資購弁俟下次進

貢船隻來閩再行帶還等情又經本部院 奏蒙

大皇帝照數賞銀五千兩

加恩免其繳還荷

皇恩之稠疊寔欽戴以同深茲乘該使臣等回国相應照会為此照会

貴国王世孫請煩查照將備弁物件銀五千兩欽遵

諭旨毋庸繳還并將該使臣等帶去銀五百兩伝到淹斃官伴各家屬分別

頒賞以副

大皇帝懷柔体恤優加無已之至意海天在望遙維履候綏佳須至照会者

右照会

中山国王世孫尚

嘉慶十三年五月 日

兵部尚書兼都察院右都御史總督福建浙江等处地方軍務兼理糧餉

塩課阿、兵部侍郎兼都察院右副都御史巡撫福建等處地方提督軍務張は、照会の事の為なり。照得するに、貴国は海東に化を宣べ、任重し。藩を分ち世々崇封を受け、恪恭つしんで順を効いたす。此の届、恭しく冊封の天使を迎うるの船隻、海を航して遠来す。洋に在りて風に遭うに因り、嘉慶十二年十月二十五日に於いて鐘門洋面に漂至し、礁を撞きて撃碎し、官伴人等六十三名並びに内地の舵工一名を淹斃す。業経すに本部院地方官に飭令し、先ず撈救して生くるを得たる使臣・官伴人等を將て護送して省に來たらしめ、衣履・口糧を給与して館駅に安頓せしめ、並びに明幹なる妥員を派委し、屍身三十七具を撈獲して碑を立てて標記し、恭しく摺もて具奏す。仰いで大皇帝の諭令を蒙うけたるに、「口糧・棉布等の項を將て加倍に賞給し、並びに銀一千兩を賞して以て船を僱いて回国するの費と作なし、又、銀五百兩を賞して貴国使臣に交し、帶回して淹斃せる各官伴の家属に分給して承領せしめ、以て軫恤を示すべし」とあり。嗣ついで使臣蔡邦錦等の稟称に拠れば、「貴国王世孫、銀五千兩を發交し、伊等をして内地に帶び至らしめ、冊封の天使を迎接するのとき、備用の各物を製弁せしむること有り。船隻撃碎し、銀兩沈失するに因り、懇求ねがわくは、借給して以て購弁に資し、下次の進貢船隻の來問するを俟ちて再び帶還を行わん等情」とあり。又、経すに本部院奏す。蒙うけるに、大皇帝より、數に照らして銀五千兩を賞し、恩を加えて其の繳還を免ぜよ、とあり。皇恩を荷うること之れ稠疊、寔に欽戴以て同に深し。茲に該使臣等

の回国するに乘じ、相い応に照会すべし。此が為に貴国王世孫に照会す。請煩ねがわくは、查照して、物件を備弁するの銀五千兩を將て諭旨に欽遵して繳還を庸もちうること母く、並びに該使臣等帶去の銀五百兩を將て、淹斃せる官伴の各家属に伝到し、分別に頒賞して以て大皇帝の懷柔体恤すること優あつく加えて已む無きの至意に副わしむ。海天望ぼかに在り。遙かに維これ綏佳なるを履候す。須らく照会に至るべき者なり。

右は中山国王世孫尚に照会す

嘉慶十三年五月 日

〔史料二十五〕

兼署福建等處承宣布政使司為知照事嘉慶十三年二月二十七日 奉

總督部堂阿 憲筭嘉慶十三年二月十五日准礼部咨主客司案呈

嘉慶十二年十二月二十二日内閣抄出閩浙總督阿 福建巡撫張

奏為捐賞琉球船隻遭風沈失該国王世孫銀兩一摺本月十九日奉

上諭一道欽此欽遵抄出到部相應抄錄原奏移咨閩浙總督可也計連單

一紙等因又於二月二十三日准

戶部咨同前因各到本部堂准此擬合就行備筭行司即便移行欽遵

弁理毋違計粘單內開嘉慶十二年十二月二十一日内閣抄出閩浙

總督臣阿 福建巡撫臣張 跪

奏為捐賞琉球船隻遭風沈失該国王世孫銀兩以 皇仁仰祈

聖鑑事竊照琉球國接

貢船隻在洋遭風漂至海壇之觀音澳口不候兵船迎護旋即自行開駕

在鐘門洋面擊碎淹斃人口經臣等派委大員馳往撈救從厚撫恤並

將接護遲延及攔阻不力之地方文武挾寔參

奏在案嗣擬委員候補道馮擊督同潭潭府營將撈獲箱匣五十九件並

撈救得生之夷人三十名護送來省同先由觀音澳攜帶物件二十余

抬赴岸到省之夷官等十二人一体安頓館驛宣布

皇恩賞給口粮衣履等項俾無失所茲擬該夷官蔡邦錦等稟稱此次船隻

遭風擊碎仰蒙

憫念難夷厚加賞恤生死均感船內所載土產鮑魚海參等物及南山

北各島附搭置買貨物銀二万兩均已漂沒無存惟內有本國王世孫

發銀五千兩置弁迎接

冊封天使備用各物今一併沈沒不能買備回國恐有獲咎懇求酌量借給

俾得買弁物件等情臣等因備弁

冊封天使應用何物未揆明白声叙隨飭藩司景督同海防同知張采五伝

到該夷官当面訊挾供向來該國夷船來閩俱有隨帶土產乘便買

易並南山北各島附搭銀兩置買貨物此次船內銀貨漂沒無存寔係

夷人等貪趁一時順風承行開駕以致猝遇風災已蒙多方撈救並奏

請

大皇帝厚賞口粮等項又請

賞給僱船之資如此体恤遠人無微不至皆

天相格外恩施夷人等不勝感戴至本國王世孫發銀五千兩係因

冊封天使到國應備

龍旗

御扇各儀仗敬奉

天朝又國王王妃跪迎

詔勅心製蟒錦綉各衣料及一切地氈灯綵磁器盤碗并預備藥材等物

本國均無出產必須由內地購買今此項銀兩沈失無從置弁恐致貽

悞獲咎是以夷人等呈懇借給銀五千兩以資購備回國俟下次進貢

船隻來閩再請本國王措還並無別意只求軫懇如數借給就沾恩了

等語臣等查向來琉球夷船遭風漂沒銀物除分別撫恤之処從無借

給銀兩之例嘉慶八年該國二號

貢船在台灣遭風漂失銀二万兩十一年該國二號

貢船在澎湖冲礁沈失銀二万五千兩均無賞借此次船隻擊碎該夷人

附帶南北山銀兩貨物沈失已照向例加倍撫恤無庸另議外惟該國

王世孫因來年有

冊封臣到國發交銀五千兩赴閩置弁物件自屬寔情且有闕敬奉

天朝儀注未便欠悞今銀兩在洋沈失自当敬体

皇仁代籌接濟臣等公同商酌擬將該國王世孫所交銀五千兩照數捐賞

免其繳還俾該夷人官等得以置備回國仍俟奉到

諭旨臣等照會該國王世孫遵照以仰副

聖主懷柔遠人有加無已之至意再查該國

貢使業已進京尚有同來之官伴人等仍用原船先行回國業經給咨登

舟因風吼未順尚未放洋茲擬該夷官等稟請暫行調回來春再令開

解等情臣等查現值冬令風吼愆期難以駕駛出洋自應俯如所請准

其將船隻調回官伴貨物搬進館駛仍自應回館之日起支給口糧塩

菜俟來春風順或隨接

封官伴一体附搭回国較為兩便理合一併奏

聞所有臣等酌籌弁理各緣由謹合詞恭摺具

奏伏乞

皇上睿鑑訓示謹

奏十九日奉

硃批另有旨欽此本日奉

上諭阿 等奏請捐賞琉球船隻遭風沈失該国王世孫銀兩一摺該国王

世孫因來年有冊封使臣到國發交夷官銀五千兩備弁迎接應用物

件儀制攸關今因船隻在洋遭風此項銀兩漂失該夷官等呈懇借給

以資購備自應加之體恤量予恩施所有該國沈失銀五千兩著加恩

賞給庫項銀二千五百兩其餘銀二千五百兩准該省督撫司道大員

損資發給均免其繳還用示懷柔至意余着照所請行該部知道欽此

等因奉此查摘回頭号船進

貢官伴梁淵等係上年十月初六日離駛登舟至十一月二十日吊回館

駛前拋該夷官稟請接支口糧業經詳奉

撫憲批准即自十二年十月初七日起接支給領在案茲當遣發之期

合併移知為此備咨貴国王世孫請煩查照施行【等因到國准此查

得本國接

貢船隻在洋遭風漂至鐘門洋面撞礁擊碎淹斃人口沈失貨物仰蒙

列憲憫念難夷代為具

題生者加賞死者加恤併發給銀兩俾得買弁款待

天使物件又查頭号

貢船都通事梁淵等已雖離駛登舟現值冬令難以駕駛回国更蒙吊回

館駛接支口糧俟候風順俾以回国此誠

浩恩憲得感激無地理合咨謝為此備咨

貴司請煩轉謝施行【須至咨者

右 咨

琉球国中山王世孫尚

嘉慶十三年五月 日

兼署福建等處承宣布政使司是知照の事の為なり。嘉慶十三年二

月二十七日、^{うけと}奉りたる總督部堂阿の憲筭に「嘉慶十二年二月十二

五日礼部の咨を^う准く。主客司の案呈に「嘉慶十二年十二月二十二

日、内閣にて抄出す。閩浙總督阿・福建巡撫張、琉球船隻風に遭

いて沈失せる該国王世孫の銀兩を捐賞することを為すを奏するの

一摺は、本月十九日上諭一道を奉りたるに、此を欽めよ、とあり。

欽遵して抄出して部に到る。相い応に原奏を抄録して閩浙總督に

移咨して可なるべし。計るに、單一紙を連ぬ等因」とあり。又、

二月二十三日に於いて戸部の咨を^う准けたるに、前の^{ひき}因に同じ、と

あり。各々本部堂に到る。此を^ま准けたれば、合に^な就行ちに筭を備

えて司に行らんとす。即便^たちに移行し、欽遵して弁理し、違ふこ

と母かれ」とあり。計るに、粘単あり。内に開く「嘉慶十二年十二月二十一日内閣にて抄出す。閩浙總督臣阿・福建巡撫臣張、跪して奏す。『琉球船隻風に遭い沈失せる該国王世孫の銀兩を捐賞し、以て皇仁を広くし、仰いで聖鑑を祈めんが事の為なり。窃かに照うに、琉球国接貢船隻、洋に在りて風に遭い、海壇の観音澳口に漂至す。兵船の迎護を候たずして旋即ちに自から開駕を行い、鐘門洋面に在りて撃砕し、人口を淹斃す。經に臣等大員を派委し、馳せ往きて撈救し、厚きに従いて撫恤し、並びに接護遅延し及び攔阻力めざるの地方を將て、文武を、寔に拠つて参奏すること案に在り。嗣いで拠るに、委員候補馮肇は平潭庁營を督同し、撈獲する所の箱匣五十九件並びに撈救して生くるを得るの夷人三十名を將て、護送して省に來り、先に観音澳より物件二十余拾を携帶して岸に赴き省に到るの夷官等十二人と同一に館駅に安頓し、皇恩を宣布し、口糧・衣履等の項を賞給して所を失うこと無からしむ。茲に該夷官蔡邦錦等の稟称に拠れば〔此の次、船隻風に遭いて撃砕す。難夷を憫念せられ、厚く賞恤を加うるを仰蒙す。生けるものも死せるものも均しく感ず。船内載する所の土産の鮑魚・海參等の物及び南山北各島附搭して貨物を置買するの銀二万兩は、均しく已に漂没して存する無し。惟だ内に本国王世孫銀五千兩を發り、冊封の天使を迎接するに備用の各物を置弁する有り。今、一併に沈没したれば、買備して回国する能わず。恐らくは咎めを獲ること有らん。懇求わくは、酌量して借給し、物件を買弁

するを得しめられんことを等情〕とあり。臣等、冊封の天使の応に用うべき何物を備弁するや、未だ明白なる声叙に拠らざるに因り、隨ちに藩司景（敏）に飭し、海防同知張采五を督同して該夷官に伝到し、当面に訊訊せしむ。供に拠れば〔向來、該国夷船間に來たるときは、俱に土産を隨帶し、便に乗じて貿易し、並びに南山北各島は銀兩を附搭して貨物を置買する有り。此の次、船内の銀貨漂没して存する無し。寔に夷人等一時の順風に貪趁して承いで開駕を行い、以て猝に風災に遇うを致せしに係る。已に多方に撈救するを蒙り、並びに大皇帝に奏請して厚く口糧等の項を賞し、又、船を僱うの資を賞給せんことを請う。此くの如く遠人を体恤すること微も到らざる無く、皆、天相格外に恩施せらる。夷人等感戴に勝えず。本国王世孫の發りたる銀五千兩に至りては、冊封の天使国に到るに因り、応に備うべきの龍旗・御扇の各儀仗は、敬んで天朝を奉じ、又、国主・王妃跪して詔勅を迎うるとき、応に製すべきの蟒錦・綉緞の各衣料及び一切の地氈・灯綵・磁器・盤碗並びに預め備うる薬材等の物は、本国均しく出産無く、必ず須らく内地より購買すべきに係る。今、此の項の銀兩沈失し、從て置弁する無し。貽悞ありて咎めを獲るを致すを恐る。是の以に夷人等呈懇す、銀五千兩を借給して以て資して購備回国し、下次の進貢船隻の閩に來たるを俟ち、再び本国王に請いて措還し、並も別の意無きなり。只だ求むらくは、転じて数の如く借給すを懇いたまわば、就ち恩に沾い了れり等語〕とあり。臣等、查

するに、向來、琉球夷船風に遭いて銀物を漂没せしときは、分別して撫恤するの処、従いて銀兩を借給するの例無し。嘉慶八年該國二号貢船台湾に在りて風に遭い、銀二万兩を漂失す。十一年該國二号貢船澎湖に在りて礁に沖し、銀二万五千兩を沈失す。均しく賞借すること無し。此の次、船隻撃碎し、該夷人の附帶せる南北山の銀兩・貨物、沈失す。已に向例に照らして加倍して撫恤し、別の議を庸うる無きを除くの外、惟だ該國王世孫、來年冊封の臣國に到ること有るに因り、銀五千兩を發交し、閩に赴きて物件を置弁せしむるは、自から寔情に属す。且つ敬んで天朝の儀注を奉ずるに關わるること有り。未だ欠悞するに便ならず。今、銀兩は洋に在りて沈失す。自當に敬んで皇仁を体し、代りて接濟を籌るべし。臣等、公同に商酌し、該國王世孫交する所の銀五千兩を將て、數に照らして捐賞し、其の繳還を免じ、該夷人官等をして以て置備して回国するを得せしめんとす。仍お諭旨を奉到するを俟ち、臣等、該國王世孫に照會し、遵照して以て仰いで聖主遠人を懷柔すること、加うる有りて已む無きの至意に副わん。再び査するに、該國貢使、業已に京に進む。尚お同來の官伴人等仍お原船を用て先行して國に回るに、業經に咨を給して登舟する有り。風帆未だ順ならざるに因り、尚お未だ放洋せず。茲に該夷官等の稟請に拠れば〔暫く調回を行いて來春再び開解せしめられたし等情〕とあり。臣等、査するに、現に冬令に値う。風帆期を愆てば、以て駕駛して出洋し難し。自應に俯して請う所の如く、其の船隻を將

て調回せしめ、官伴・貨物は館駅に搬進するを准すべし。仍お自應に館に回るの日より起こして口糧・塩菜を支給し、來春風順なるを俟ち、或いは接封の官伴に隨いて一体に附搭して回国せしむべくんば、較だ兩便と為す。理として合に一併に奏聞すべし。所有の臣等酌籌弁理するの各々の緣由は、謹んで詞を合して恭しく摺もて具奏す。伏して乞うらくは、皇上睿鑑ありて訓示ありたし。謹んで奏す。十九日奉りたる硃批には、『另に旨有り、此を欽め』とあり。本日奉りたる上諭には『阿等の奏請したる〔琉球船隻風に遭いて沈失せる該國王世孫の銀兩を捐賞する〕の一摺は、該國王世孫、來年冊封の使臣國に到るに因り、夷官に銀五千兩を發交し、迎接のとき應に用うべき物件を備弁せしむ。儀制の關わる攸なれど、今、船隻洋に在りて風に遭い、此の項の銀兩漂失するに因り、該夷官等、呈懇すらく、借給して以て購備に資せんことを。自應に之に体恤を加え、量予して所有の該國の沈失銀五千兩を恩施し、著して恩を加え、庫項銀二千五百兩を賞給し、其の余の銀二千五百兩は、該省の督・撫・司・道の大員、資を損して發給し、均しく其の繳還を免ずるを准し、用て懷柔の至意を示すべし。余は着して請う所に照らして該部に行して知道せよ。此を欽め等の因』あり。此を奉けたり。査するに、摘回する頭号船の進貢官伴梁淵等は、上年十月初六日駅を離れ、登舟するも、十一月二十日に至り、館駅に吊回せるものに係る。前に拠りたる該夷官の稟請には『口糧を接支せられたし』とありたれば、業

経に詳したるに、奉りたる撫憲の批には「即ちに十二年十月初七日より起こして接支して給領せしむるを准す」とあること案に在り。茲に遣発の期に当り、合併に移知す。此が為に備に貴国王世孫に咨す。請煩わくは査照して施行せられたし。須らく咨に至るべき者なり。

右は琉球国中山王世孫尚に咨す

嘉慶十三年五月 日

四 文書内容及び文書経路

次に文書の内容等について、簡単に私見を述べておきたい。なお本史料における各衙門の統属関係及び文書経路並びに各衙門の長の通称は以下のとおりではないかと考えられる。

〔総督〕 大憲 (大人) ・ 督憲

↓〔布政使〕 大老爺・大人

〔巡撫〕 大憲 (大人) ・ 撫憲 (大人)

台下・藩憲 (大人) ・ 仁憲 ↓〔海防同知〕 大人

〔史料一〕 総督又は巡撫宛。公銀の借給 (貸与) 願い。おそろく海防庁・布政司を経て提出したものであろう。沈失銀は約十数万両。その内訳は (一) 南山・北山銀二万両、(二) 土産の売り上げ見込み代銀六、七万両、(三) 王府銀 (冊封の大典に必要な物

件の購入資金) 五千両、である。提出の日付を欠いているが、前述のように十一月十五、十六日前後と推定される。

〔史料二〕 海防庁より蔡邦錦等宛。福州府への出頭命令。おそろく損失額等について報告に誤りがないかどうか各本人 (正身) 自ら府に赴き証言 (立) せよというのであろう。

〔史料三〕 布政司より蔡邦錦等宛。銀両借給 (貸与) 等について前例の有無を調査し、報告するよう福防庁 (福州府分守南台海防庁) に命じたことを伝える文書。

〔史料四〕 海防庁より蔡邦錦等宛。薬材購入について、願い通り総督・巡撫・布政司に取り次ぐから稟稿一部を作成し差し出せ、ということであろう。〔史料三〕の稟では、銀五千兩の使途目的が冊封に必要な物品の購入にあることを述べているが、薬材の購入については言及されていない。このため蔡邦錦としては銀五千兩には薬材の購入が含まれることを追加しておきたかったのであろう。

〔史料五・六・七〕 総督・巡撫の命を受け、布政司より土通事 (引礼通事) 鄭煌・馮邦麟に宛てたものか、〔史料一〕の稟に対する疑義照会文書。後出 (史料十) 嘉慶十二年十二月朔日付上奏文に「臣等、冊封天使の応に用うべき何物を備弁するや、未だ明白なる声叙に抛らざれば、随ちに藩司 (布政司) 景敏に飭し、海防同知張采五を督同し、伝えて該官 (蔡邦錦) に到り、当面に訊訊せしむ」とある。〔史料五〕は南山・北山帯銀二万両は私人が勝

手に持ち込んだもので、朝廷の関知するところではない。公私を混同して申告（混瀆）してはならない。〔史料六〕は土産の売り上げ見込み代銀六、七万両とあるが、実際より多めに申告（多瀆）したもので実数ではないはず。〔史料七〕は王府銀五千両については借給の必要性をみとめ、督・撫に詳請し、題奏をお願いしてもよい。ただし購入リストを提出せよ、ということであろう。

〔史料八〕 土通事（引礼通事）鄭煌・馮邦麟より布政司宛。前項の疑問点に回答（稟覆）したものの。冊封に必要な物件及び薬材の購入費に充てるため銀五千両の借給を督・撫に詳請せられたし。

〔史料九〕 蔡邦錦等より布政司宛、先借願い。銀五千両の借給についてはさきに十二月朔日付で題奏〔史料十〕があったことだし、不許可はありえない。これ以上の延引はできないので、論旨の下る前に貸与されたし。日付を欠くが、〔史料十一〕によって「十二日」であることがわかる。

〔史料十〕 督・撫連名の上奏文。日付からいつて〔史料九〕の前にあるべき。銀五千両については、冊封の大典に係るものであるから、全額給発することとし、且つ返済の用なしとしたい。

〔史料十一〕 蔡邦錦等より海防庁宛。再度の先借願い。蟒錦の織造には百余日を要す。これ以上遅延して年を越すようなことになれば、回国の日期に間に合わない。

〔史料十二〕 〔史料九〕と重複。

〔史料十三〕 海防庁より蔡邦錦等宛、先借不可の回答文書。あくまで論旨奉到の後、給領せしむべし。

〔史料十四〕 論旨の一部分を抜粋したものか。全文は〔史料十六〕に見える。十二月十九日付内閣奉上諭（明発上諭）には、前述のように「別に旨有り」（処理については別途指示する）とだけあって〔史料十〕、論旨の内容はわからない。論旨の具体的内容（指示事項）は正月七日付軍機処から巡撫に宛てた廷寄（寄信上諭）によって示される。蔡邦錦等は翌日これを入手したのである。論旨の内容は銀五千両のうち、二千五百両については庫銀から支出し、残り二千五百両については総督・巡撫（兩院）、兩司（布政使・按察使）、六道の計十名で一人あたり二百五十兩ずつ負担し、その繳還（返済）を免ず、というものである。

〔史料十五〕 蔡邦錦等より布政司宛、銀五千両の受け取り書。〔史料十六〕 海防庁より蔡邦錦等宛、論旨の伝達。末尾に「銀五千両の受領につき呈文を作成し、海防庁に差し出せ」とあるが、銀の受け取り及びその受領書の提出はすでに終わっている〔史料十五〕。文書経路を整理すれば、次のようになろう。

内閣（上諭）↓巡撫部院（十二年十二月十九日受、下行文、奉）
軍機処（廷寄）↓巡撫部院（十三年一月七日受、平行文、承准）
巡撫部院（憲案）↓布政司（十三年一月七日受、下行文、奉）
布政司（憲札）↓海防庁（十三年一月二十七日受、下行文、蒙）
海防庁（諭）↓蔡邦錦等（十三年二月三日）

〔史料十七〕 蔡邦錦等より巡撫宛、冊封使乗船の選定につき、すみやかに親臨の上覆験勘定せられたし。布政司の取次無しに直接巡撫に提出したのであらう。この文書について『海路無恙』には「勅使御乗船（冊封頭号船）并遊撃乗船（冊封二号船）、兼而御船頭（頭号船々頭）・二号船々頭・佐事・水主共召列、内分より見分仕、金森美・薛長発両艘相しらべ置候付、何卒右両艘江被仰付度、尤御見分之砌者、私共江も御用被仰付度旨、呈相調、海防官并布政司・閩県衙門参上、大爺（知県）取次を以、願申上候稟」とある。

〔史料十八〕 蔡邦錦等より布政司宛再稟。すでに海防同知・布政司の験看も済んでいるので、巡撫の親臨覆験を詳請せられたし。〔史料十九〕 蔡邦錦等より布政司宛、冊封使乗船の選定終了後提出した保証書。日付がないが、次の〔史料二十〕の後にあるべきか。

〔史料二十〕 閩県より蔡邦錦等宛、冊封使乗船の選定結果についての通知。文書経路は次のようにならう。

布政司（批）↓海防庁（十三年二月十九日受、下行文、蒙）

海防庁（憲札）↓閩県（十三年二月十九日受、下行文、蒙）

閩県（諭）↓蔡邦錦等（十三年二月二十五日）

〔史料二十一〕 蔡邦錦等より海防庁宛、琉球側で買い取る貨物（評価物）の量を一船につき一万兩に約束（制限）してほしい。

この文書について『海路無恙』には「評価物減少之願、呈相調、

私、古存留・儀者召列、^{〔按之〕}案察司衙門江参上仕候処、御他出二而、御門ニ待上候処、海防官右衙門江御入駕之折二而、私共御覽被成、御尋有之候付、評価物一件之願ニ付而参上仕居候段申上、右之呈入御覽候処、海防官御直々御取次を以委ク被申上、右之呈茂被差上候間、私共江者可罷帰由被申候付、罷帰（候）事」とある。

〔史料二十二〕 蔡邦錦等より布政司宛、随封の夫役の数を減じてほしい。この文書について『海路無恙』には「五月六日河口通事召列、正使様公館江参上仕候処、御前江被招呼候付、御機嫌伺仕、御出船夏至前御出船被遊度、且御入津之儀注、早々被成下候様、且又評価物減少并人数減少被仰付被下度願申上候処、副使江も御相談を以、随分御取計被成下旨、承知仕候付罷帰、引次副使公館江参上仕候処、御差合御座候段承知仕、罷帰候事」とある。これによれば文書の日付は五月六日である。

〔史料二十三〕 蔡邦錦等より海防庁・布政司宛、水口駅までの船隻・人夫・粮食の給発願。この文書について『海路無恙』には「右ハ洪山橋より水口迄之間、往還共大河舟、私乗船并河口通事乗船ハ、先例琉球方より賃銀差出置候処、此節之儀ハ、兼而布政司御方江願申上、御物より被差出候稟」とある。

以上が『蔡姓家譜』に収録されている史料であって、〔史料二十四・二十五〕は鄭良弼本『歴代宝案』所収文書である。辰年接封一件に関する史料はこのほかにも数多く存在するが、今回は紙

幅の都合で割愛せざるをえなかった。他日を期したい。

明清兩朝における冠船貿易の推移については、万曆七年（一五七九）己卯、尚永の冊封副使として来琉した謝杰の『日東交市記』と康熙五十八年（一七一九）己亥、尚敬の冊封副使として来琉した徐葆光の『中山伝信録』に注目すべき指摘がある。

〔郵役〕利は君子の道わざる所なり。故に曰く、天子は有無を言わず、諸侯は多寡を言わずと。然れども言わざる所は、己の有無多寡なり。若し其の下の為め、民の為めならば、則ち『周礼』周官に載する所も、蓋し諄々乎として之を言えり。航海は危うき役なり。吾が役するものは、即ち吾が民なり。吾輩は大義の分に迫られ、当に身を致すべし。彼の役せらるるものは、何ぞ焉を知らんや。苟くも利以て之を驅るに非ざれば、何を以て其の心を結び、其の力を得んや。洪武の間、過海五百人、行李各百斤、夷と貿易するを許す。実に利を以て之に噉すに、亦た五万斤を以てす。実に載する所たるや、著わして絮令と為す。故に甲午の使（嘉靖十三年（一五三四）尚清冊封、正副使陳侃・高澄）は、之に因て万金を得たり。総計五百人、人ごとに各二十金上下、多きものは三、四十金に至る。少なきものも亦た十金、八金を得たり。時に洋々として意を得ざるもの莫し。辛酉（嘉靖四十年（一五六一）尚元冊封、正副使郭汝霖・李際春）の諸役も、冀うこと仍お前

の如し。其の住く者は、率ね皆工巧精技なり。二使（甲午・辛酉の使）の、倭に警せらるるも、しかも免るるを獲たるものは、未だ必ずしも人を得るの効にはあらざるなり。比、獲る所の利は、僅かに六千金、五百人を以て之を計れば、人ごとに各十二金のみ。多きものは二十金、少なきは或いは五、六金なるべし。稍や望む所を缺くこと無くんばならず。是の以に己卯（謝杰来琉時）の招募には、僅かに中才を得るのみにして、役に応ずるものは、前の如く之れ精工なること能わざるなり。然も猶お其の辛酉の如きを冀えども、不意りき、夷の、貧甚だしきに値い、得る所は僅かに三千余金のみならんとは。時に帯びる所四百人なりと雖も、亦た人ごとに各八金のみ。多きも十五、六金、少なきは或いは三、四金、或いは一金なるべし。亦た大いに望む所を失するを免れず。吾輩、廩を捐して之を助くるに至りて後、師を全うして以て帰るを得たり。蓋し甲午の使は、番船（日本及び東南アジア諸国の商船）の夷（琉球）に転販するもの、無慮十余国、夷利四倍す。故に我が衆の利も亦た倍す。辛酉の使は、番船の夷に転販するもの、僅かに三、四国、夷利稍や減ず。故に我が衆の利も亦た減ず。己卯の使は、通番の禁（海禁令）弛み漳人自ら（東南アジア諸国に）往販し、番の一船も至らず。夷利頓かに絶え、故に我が衆の利も亦た絶ゆ。勢いの然らしむるなり。（『日東交市記』）

今、康熙二十二年（一六八三）癸亥の役（尚貞冊封、正副使汪楫・林麟焜）は、是の時海禁（遷界令）方に厳しく、中国の貨物は外邦争いて購致せんと欲す。琉球に相い近き諸島、薩摩州・土噶喇・七島等の処の如き、皆、風を聞きて来り集まり、其の貨は售り易かりき。閩人浴説して今に至る。故に役に充る者衆し。昇平日久しく（展海令）、琉球歳ごとに来たりて貿易す。中国の貨物は、外邦多く有す。此の番（徐葆光来琉時）、封舟到るの後、土噶喇等の番船、一つとして至るもの無し。本國（琉球）は、素より貧乏にして貨は多くは售れず。人役并に困しむ。（『中山伝信録』）

一五六七年（隆慶元）の部分解禁（漳州月港開港）、一六八四年（康熙二十三）における展海令の施行が、琉球の海外発展のみならず、冠船貿易にも深刻な影響を及ぼしていたのである。ことに徐葆光来琉時、閩人の風説に惑い、大量の貨物が持ち込まれたため、その四分の三は買取不能に陥り（『蔡温自叙伝』）、冊封正副使を巻き込んだ一大騒動にまで発展した（評価事件^{ハンガール}）。海外への転売もままならず、唐物市場が琉球国内に限定されるのである。ば、王府の購買力にはおのずから限界があるから、高価なもの、不要なもの除外され、国内消費が最優先されるのはいたしかたのないことであろう。このときは「府庫一空」し、王府財政は危機に瀕した、という（『球陽』）。冊封使の受入れに関して「冊封

使乗船の選定」及び「貨物・夫役の酌減」等の問題が福州における冊封使の重要な交渉課題になるのは、徐葆光来琉時（康熙五十八年）以後のことであろう。すなわち民間商船をチャーターして冊封使乗船（頭号船・二号船）に充てる場合、琉球での補修費がかららないよう新造船であること、貨物は両船各一万両（福州原価）以下とすること（評価銀は琉球での買取価格は二割増二息）であるから四千両追加して合計二万四千両となる）、夫役は必要最小限に止めること等である。

冊封は大典であり、財政難を理由に中止ないし廃止することはできない。とすると必要な財源をどこに求めたらよいのか。ここに近世後期、王国体制を維持するための「遠き慮り」（長期計画）ないし先後緩急誤りなき政治手段、すなわち「御政道の本法にもとづく国家経営」が為政者に対して強く要求されることとなるのである。

蔡温は琉球国の置かれた状況について「御当国の儀、偏小の国力を以、唐・大和への御勤御座候に付ては、御分力不相応程の御事候」（『独物語』）と述べているが、冊封朝貢体制のもと「偏小の国力」しかない琉球が王国の体制を維持していくことは至難のことであったにちがいない。そうしてそれを可能にしたものは、ほかならぬ王府の官僚組織であり、また官僚であった。本史料を通読して痛感することは、とりわけ王府の官僚がいかに有能で使命感に燃えていたか、ということである。

注(1) 原文は『清代中琉関係档案選編』三七五頁。

(2) 中国第一歴史档案馆档案翻字史料(沖縄大学蔵)参照。〔 〕はそれで補った。

(3) 〔 〕の部分は他文書の混入であろう。